

令和4年（2022年）第4回 枚方市教育委員会  
定 例 会 議 案 書

日程 番号	案 件 名
1	<p style="text-align: center;">報告第1号</p> <p>臨時代理事項の報告について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 職員の定年前早期退職について</li> <li>(2) 職員の人事異動について（幼稚園）</li> <li>(3) 教職員の人事異動について（幼稚園）</li> <li>(4) 職員の人事異動について</li> <li>(5) 教育委員会事務局の組織及び職の新設に関する事項に係る教育委員会規則を定めることに関する協議を行うことについて</li> <li>(6) 副教育長の設置に関する規則の制定について</li> <li>(7) 枚方市教育委員会事務局事務分掌規則等の一部改正について</li> <li>(8) 枚方市教育委員会事務局事務決裁規程等の一部改正について</li> <li>(9) 枚方市教育委員会文書取扱規程の一部改正について</li> <li>(10) 枚方市教育委員会職員服務規程の一部改正について</li> <li>(11) 教育委員会の権限に属する事務の一部を市長の補助機関たる職員に補助執行させることに関する協議を行うことについて</li> <li>(12) 枚方市立学校に係る独立行政法人日本スポーツ振興センター法第17条第4項の規定による徴収金に関する規則の制定について</li> <li>(13) 教職員の人事異動について（小中学校）</li> <li>(14) 枚方市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正について</li> <li>(15) 枚方市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改正について</li> <li>(16) 学校運営協議会委員の委嘱について</li> </ul>

○開催日時 令和4年（2022年）4月26日 午前10時00分から  
○開催場所 輝きプラザきらら3階 教育委員会室

## 報告第1号

### 臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和4年(2022年)4月26日

枚方市教育委員会  
教育長 尾川 正洋

## 1. 臨時代理の理由

特に緊急を要するため

## 2. 臨時代理事項

臨時代理第22号	職員の定年前早期退職について
臨時代理第23号	職員の人事異動について（幼稚園）
臨時代理第24号	教職員の人事異動について（幼稚園）
臨時代理第25号	職員の人事異動について
臨時代理第26号	教育委員会事務局の組織及び職の新設に関する事項に係る教育委員会規則を定めることに関する協議を行うことについて
臨時代理第27号	副教育長の設置に関する規則の制定について
臨時代理第28号	枚方市教育委員会事務局事務分掌規則等の一部改正について
臨時代理第29号	枚方市教育委員会事務局事務決裁規程等の一部改正について
臨時代理第30号	枚方市教育委員会文書取扱規程の一部改正について
臨時代理第31号	枚方市教育委員会職員服務規程の一部改正について
臨時代理第32号	教育委員会の権限に属する事務の一部を市長の補助機関たる職員に補助執行させることに関する協議を行うことについて

- 臨時代理第33号 枚方市立学校に係る独立行政法人日本スポーツ振興センター  
法第17条第4項の規定による徴収金に関する規則の制定につ  
いて
- 臨時代理第34号 教職員の人事異動について（小中学校）
- 臨時代理第35号 枚方市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等  
に関する規則の一部改正について
- 臨時代理第36号 枚方市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改  
正について
- 臨時代理第1号 学校運営協議会委員の委嘱について

## 臨時代理第 22 号

### 職員の定年前早期退職について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成 3 年枚方市教育委員会規則第 2 号）第 3 条第 2 項の規定により臨時代理する。

令和 4 年（2022 年）3 月 29 日

枚方市教育委員会  
教育長 奈良 涉

## 1. 臨時代理の内容

令和4年3月31日付け定年前早期退職

所 属	職 氏 名
枚方市立桜丘北学校給食共同調理場 班長	技術職員 ・ 國友 一昭
学校教育部 係長	事務職員 ・ 漆原 大造

## 臨時代理第 23 号

### 職員の人事異動について（幼稚園）

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成 3 年枚方市教育委員会規則第 2 号）第 3 条第 2 項の規定により臨時代理する。

令和 4 年（2022 年） 3 月 30 日

枚方市教育委員会  
教育長 奈良 渉

## 1. 臨時代理の内容

令和4年4月1日付け職員の人事異動

職員 of 異動 (正職員)

新	氏名	旧
枚方市立田口山幼稚園 班長	小川 恵	枚方市立菅原東小学校 班長



臨時代理第 24 号

教職員の人事異動について（幼稚園）

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成 3 年枚方市教育委員会規則第 2 号）第 3 条第 2 項の規定により臨時代理する。

令和 4 年（2022 年） 3 月 30 日

枚方市教育委員会  
教育長 奈良 渉

## 1. 臨時代理の内容

令和4年4月1日付け教職員の人事異動

教職員の新規採用（任期付幼稚園講師）

所 属	職 氏 名
枚方市立枚方幼稚園	講師 ・ 小橋 弘美
枚方市立枚方幼稚園	講師 ・ 池之上 裕美
枚方市立香里幼稚園	講師 ・ 谷本 亜木子
枚方市立香里幼稚園	講師 ・ 森下 愛子
枚方市立香里幼稚園	講師 ・ 保科 梢
枚方市立樟葉幼稚園	講師 ・ 宮根 純子
枚方市立樟葉幼稚園	講師 ・ 末廣 和代

所 属	職 氏 名
枚方市立蹉跎幼稚園	講師 ・ 島岡 美恵子
枚方市立蹉跎幼稚園	講師 ・ 南郷 里奈
枚方市立田口山幼稚園	講師 ・ 田山 飛鳥
枚方市立田口山幼稚園	講師 ・ 安楽 千恵子
枚方市立田口山幼稚園	講師 ・ 田中 幸子

教職員の異動（任期付幼稚園講師）

新	氏 名	旧
枚方市立高陵幼稚園	村野 秀子	枚方市立枚方幼稚園

臨時代理第25号

職員の人事異動について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第2項の規定により臨時代理する。

令和4年（2022年）3月31日

枚方市教育委員会  
教育長 奈良 渉

## 1. 臨時代理の内容

令和4年4月1日付け人事異動

他部局へ出向

新（参考）	氏名	旧
総合政策部 主任	小山 陽輔	総合教育部 主任
市民生活部 市民室 地域サービス課 課長代理 兼 香里ヶ丘支所長	嶋田 克則	総合教育部 新しい学校推進室 課長代理
市民生活部 主任	内田 雅博	学校教育部 主任
健康福祉部 福祉事務所 障害企画課長	石田 英生	学校教育部 教育支援室課長（学校支援担当）
子ども未来部 公立保育幼稚園課長	中道 直岐	枚方市立中央図書館長（課長級）

異動

新	氏名	旧
総合教育部		
総合教育部 次長	大西 佳則	総合教育部 次長 併 子育て支援 監付 副参事(見守り支援推進担 当)
総合教育部 新しい学校推進室 課長代理	萩森 敏行	市民生活部 国民健康保険室 課 長代理
枚方市立中央図書館長 (課長級)	河田 淳一	市民生活部 医療助成課長
総合教育部 係長	岡田 順子	総合教育部 主任
総合教育部 係長	藤原 久子	上下水道部 係長
総合教育部 監督	岩井迫 英樹	枚方市立開成小学校 監督
総合教育部 主任	出淵 義明	学校教育部 主任
総合教育部 主任	今西 桂	健康福祉部 福祉事務所 主任
総合教育部 主任	太田 雄介	総務部 主任
総合教育部 主任	佐野 智恵	総合教育部
総合教育部 主任	龍田 奈美	総合教育部
総合教育部 主任	沼本 早織	総合教育部
総合教育部	船戸 雅之	市民生活部

総合教育部	片根 祥	(新規採用)
総合教育部	宮本 詠乃	(新規採用)
枚方市立桜丘北学校給食共同調理場 班長	片芝 明美	枚方市立長尾学校給食共同調理場 班長
枚方市立桜丘北学校給食共同調理場 班長	森岡 隆浩	枚方市立津田南小学校 班長
枚方市立さだ西学校給食共同調理場 班長	三阪 真也	枚方市立山之上小学校 班長
枚方市立さだ西学校給食共同調理場 副班長	佐々木 啓員	枚方市立菅原小学校 副班長
枚方市立さだ西学校給食共同調理場 併 土木部 監督	宮北 隆之	土木部 監督
枚方市立長尾学校給食共同調理場 副班長	福田 知香	枚方市立さだ西学校給食共同調理場 副班長
枚方市立藤阪学校給食共同調理場	伊藤 美由紀	枚方市立長尾学校給食共同調理場
枚方市立春日学校給食共同調理場 併 環境部 監督	端野 晶之	環境部 監督

<b>学校教育部</b>		
学校教育部 教育支援室 学校支援課長	北田 浩之	学校教育部 教育支援室 課長(放課後子ども担当)
学校教育部 教育支援室 学校支援課 課長代理	竹嶋 正彦	学校教育部 教育支援室 課長代理
学校教育部 教育支援室 児童生徒支援課 課長代理	田中 かおり	学校教育部 教育支援室 課長代理
学校教育部 教育支援室 放課後子ども課長	交久瀬 有里	学校教育部 教育支援室 課長代理
学校教育部 教育支援室 放課後子ども課 課長代理	大石 剛正	総務部 総務管理室 課長代理
学校教育部 教育支援室 放課後子ども課 課長代理	樋上 勝典	市立ひらかた病院 事務局 経営管理室 経営企画課 課長代理
学校教育部 学校教育室 教職員課 課長代理	恒崎 誠人	学校教育部 学校教育室 課長代理
学校教育部 学校教育室 教育研修課 課長代理	堀切 重人	学校教育部 学校教育室 課長代理
学校教育部 学校教育室 教育指導課 課長代理	北野 範也	学校教育部 学校教育室 課長代理



学校教育部 係長	片芝 伸友	総合教育部 係長
学校教育部 係長	山本 孝久	総合教育部 係長
学校教育部 係長	吉田 知生	観光にぎわい部 係長
学校教育部 主任	小川 正	環境部 主任
学校教育部 主任	河東 貴子	総合教育部 主任
学校教育部 主任	林 沙江	環境部 主任
学校教育部	中島 綾美	(新規採用)
<b>小学校技術職員</b>		
枚方市立香里小学校 班長	森 貴史	枚方市立香里小学校 副班長
枚方市立開成小学校 監督	森山 憲一	枚方市立香里幼稚園 監督
枚方市立菅原小学校 副班長	文田 好治	枚方市立さだ西学校給食共同調理場 副班長
枚方市立山之上小学校 班長	高岡 要	枚方市立樟葉北小学校 班長
枚方市立小倉小学校 班長	矢島 章年	都市整備部 班長
枚方市立津田南小学校 班長	上畠 静代	枚方市立船橋小学校 班長
枚方市立樟葉北小学校 監督	西中 満美	枚方市立東香里小学校 監督
枚方市立山田東小学校 班長	高野 真紀	枚方市立高陵幼稚園 班長
枚方市立東香里小学校	酒井 奈美	枚方市立桜丘北学校給食共同調理場

枚方市立禁野小学校 監督	藤原 克博	枚方市立高陵小学校 監督
中学校技術職員		
枚方市立招堤中学校 班長	山口 直史	都市整備部 班長

再任用職員

新	氏名	旧
総合教育部 主任	下次 幹生	(新規再任用)
総合教育部 主任	渡辺 由美	(新規再任用)
総合教育部	岡室 公平	総合教育部 主任
総合教育部	永田 信彦	総合教育部 主任
総合教育部	前裕 大造	(新規再任用)
枚方市立春日学校給食共同調理場	井上 正三	(新規再任用)
学校教育部 教育支援室長	木村 聡	経営戦略室長
学校教育部 主任	愛下 明	(新規再任用)
学校教育部 主任	伊東 和孝	(新規再任用)
枚方市立船橋小学校 班長	阿部 俊朗	枚方市立桜丘北学校給食共同調理場 班長

枚方市立藤阪小学校 班長	栄野 秀利	(新規再任用)
枚方市立長尾西中学校 班長	福島 昌富	(新規再任用)

※ 次に該当する者は掲載を省略（ただし、補職に変更がない場合に限る）

・ 係長以下（副主幹含む）の者で、所属部に変更のない者

※ 課長代理以上は新の機構順・補職順、その他の職員は、機構順・職制ごとの 50 音順  
で掲載

(参考)

## 令和4年度枚方市定期人事異動＜概要＞

### 1. 目的

公約施策の達成に向け、長期化する感染症と共存しながら必要な施策を展開できる、効率的でバランスの取れた執行体制の確立と人事の刷新を図る。

### 2. 基本の方針

- (1) 部を横断した弾力的な体制や、事務応援により、危機事象時や繁忙時期における業務の平準化等、効果的な執行体制を構築し、ワークライフバランスを推進する。
- (2) 他団体や民間ノウハウを取り入れるとともに若年層の人材育成に資し、より時代の変化に順応できる柔軟な組織体制をめざす。
- (3) 組織の活性化とパフォーマンス向上に繋がる若年登用と女性活躍を推進する。

(4) 個々の適正や専門性が活かされる適材適所の配置を進めることで、職員のモチベーションを高め、組織力の向上を図る。

#### 異動者数の状況

区分	人数
教育委員会の異動者	56
うち他部局への出向者	5
うち他部局からの出向者（新規採用を含む）	18
うち教育委員会内	33
うち昇格者	6

※ 再任用を除く

## 臨時代理第 26 号

教育委員会事務局の組織及び職の新設に関する事項に係る教育委員会規則を定めることに関する協議を行うことについて

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成 3 年枚方市教育委員会規則第 2 号）第 3 条第 2 項の規定により臨時代理する。

令和 4 年（2022 年）3 月 31 日

枚方市教育委員会  
教育長 奈良 渉

1. 臨時代理の内容  
次ページのとおり

令 和 4 年 3 月 31 日

枚方市

市長 伏見 隆 様

枚方市教育委員会

教育長 奈良 渉

地方自治法第180条の4第2項の規定に基づく  
事務局の組織及び職の新設についての協議について

標題の件について、下記のとおり協議を申し入れます。

記

1. 新設する組織

- (1) 学校教育部教育支援室に学校支援課、児童生徒支援課及び放課後子ども課を設置する。
- (2) 学校教育部学校教育室に教職員課、教育研修課及び教育指導課を設置する。
- (3) これらの課に置き、又は置くことができる職は、次の表に定めるとおりとする。

置く職	置くことができる職
課長、課長代理	主幹、副主幹、係長、主任

2. 新設する職

- (1) 副教育長を設置する。
- (2) 副教育長の職にある者の職務は、おおむね次のとおりとする。
  - ・教育長を補佐し、委員会の事務執行の調整を図ること。
  - ・教育長の命を受け、関係機関との協議を行い、及び連絡調整を図ること。
  - ・教育長の命を受け、特命事項の執行に当たること。

3. 施行時期

令和4年4月1日

以上

## 臨時代理第27号

### 副教育長の設置に関する規則の制定について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第2項の規定により臨時代理する。

令和4年（2022年）3月31日

枚方市教育委員会  
教育長 奈良 渉

#### 1. 臨時代理の内容

次ページのとおり



枚方市教育委員会規則第 号

副教育長の設置に関する規則

(設置)

第1条 枚方市教育委員会事務局の職制に関する規則(平成15年枚方市教育委員会規則第4号)第3条第1項の表に定めるもののほか、教育委員会事務局に副教育長を置くことがある。

(職務)

第2条 副教育長の職にある者の職務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 教育長を補佐し、委員会の事務執行の調整を図ること。
- (2) 教育長の命を受け、関係機関との協議を行い、及び連絡調整を図ること。
- (3) 教育長の命を受け、特命事項の執行に当たること。

(職務遂行における原則と責任)

第3条 副教育長の職にある者の職務遂行における原則と責任は、枚方市教育委員会事務局の職制に関する規則第6条の規定の例による。

(副教育長となる職員)

第4条 副教育長は、一般職の任期付職員の採用に関する条例(平成16年枚方市条例第35号)第2条第1項の規定により採用された職員のうちから、教育委員会が任命する。

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

## 臨時代理第28号

### 枚方市教育委員会事務局事務分掌規則等の一部改正について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第2項の規定により臨時代理する。

令和4年（2022年）3月31日

枚方市教育委員会  
教育長 奈良 渉

#### 1. 臨時代理の内容

次ページのとおり

枚方市教育委員会事務局事務分掌規則等の一部を改正する等の規則

(枚方市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正)

第1条 枚方市教育委員会事務局事務分掌規則(平成10年枚方市教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第1条の表中

「

教育支援室	
学校教育室	

」

を

「

教育支援室	学校支援課
	児童生徒支援課
	放課後子ども課
学校教育室	教職員課
	教育研修課
	教育指導課

」

に改める。

第2条第1項中「室又は」を削る。

第3条の表教育政策課の項第15号中「総合教育会議」を「市長の権限に属する事務の補助執行に係る総合教育会議」に改め、同項第24号中「(市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則(昭和59年枚方市規則第35号)第2条の規定により補助執行する事務に係るものを除く。)」を削り、同項第27号ただし書を削り、同項第29号ただし書を削り、同項第32号ただし書を削る。

第4条の表教育支援室の項中「教育支援室」を「教育支援室学校支援課」に改め、第7号から第11号までを削り、第12号を第7号とし、第13号及び第14号を削り、第15号を第8号とし、第16から第19号までを削り、同項の次に次のように加える。

教育支援室児童生徒支援課

- (1) 教育相談に関すること。
- (2) 学校教育における人権教育に関すること。
- (3) 支援教育に関すること。
- (4) 生徒指導に関すること。
- (5) スクールソーシャルワーカーに関すること。
- (6) 学校いじめ対策審議会に関すること。
- (7) 防災、防犯等の安全教育に関すること。
- (8) 安全指導に関すること。

(9) 学校安全に係る家庭、地域、学校等との連携に関すること。

教育支援室放課後子ども課

- (1) 留守家庭児童会室に関すること。
- (2) 放課後等における児童の育成支援に関すること。
- (3) 児童の放課後審議会に関すること。

第4条の表学校教育室の項中「学校教育室」を「学校教育室教職員課」に改め、第10号から第16号までを削り、同表に次の2項を加える。

学校教育室教育研修課

- (1) 教職員の研修に関すること。ただし、他の課の所管するものを除く。
- (2) 学校における情報化の推進に関すること。
- (3) 教育に関する専門的及び技術的な調査研究に関すること。
- (4) 教育関係資料の収集、整備及び保管に関すること。
- (5) 理科教育振興法（昭和28年法律第186号）による教材に関すること。

学校教育室教育指導課

- (1) 学校の教育課程に関すること。
- (2) 市立幼稚園に関すること。
- (3) 教科書、教材等に関すること。ただし、他の課の所管するものを除く。
- (4) 教職員の研修（学校園内研修、中央研修及び民間派遣研修に限る。）に関すること。

第5条第1項中「室又は」を削り、「教育支援室」を「教育支援室学校支援課」に改める。

第6条中「室又は」を削る。

（教育機関の統括事務に従事させる職員の事務分掌に関する規則の一部改正）

第2条 教育機関の統括事務に従事させる職員の事務分掌に関する規則（昭和57年枚方市教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条中「教育次長」を「副教育長、教育次長」に改める。

第4条第1項中「教育次長」を「副教育長及び教育次長」に改める。

（枚方市教育委員会事務局の職制に関する規則の一部改正）

第3条 枚方市教育委員会事務局の職制に関する規則（平成15年枚方市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表中

「

室長、課長代理	課長、主幹、副主幹、係長、主任
---------	-----------------

」

を

「

室長	
----	--

」

に改める。

(教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正)

第4条 教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則(平成18年枚方市教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中「市駅周辺等まち活性化部」を「市駅周辺まち活性化部」に改め、「、子育て支援監のもとに置く職員」を削り、「子どもの育ち見守りセンター」を「子ども未来部」に改める。

第3条第2項中「若しくは子育て支援監のもとに置く職員」及び「子ども育ち見守りセンター、」を削り、「の職員」を「に属する職員」に改める。

(新しい学校推進室設置規則の一部改正)

第5条 新しい学校推進室設置規則(令和3年枚方市教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

第4条を削り、第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

(職の設置)

第3条 新しい学校推進室に、室長及び課長代理を置く。

2 前項に定めるもののほか、新しい学校推進室に課長、主幹、副主幹、係長及び主任を置くことがある。

3 前2項に規定する者の職務、責任等は、枚方市教育委員会事務局の職制に関する規則(平成15年枚方市教育委員会規則第4号)に定めるところによる。

(教育監の設置に関する規則の廃止)

第6条 教育監の設置に関する規則(令和2年枚方市教育委員会規則第10号)は、廃止する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

新（改正後）	旧（現 行）																											
<p>[枚方市教育委員会事務局事務分掌規則関係]</p> <p>（部、室及び課の設置）</p> <p>第1条 枚方市教育委員会（以下「委員会」という。）の事務局（以下「事務局」という。）に、次のとおり部、室及び課を置く。</p> <table border="1" data-bbox="174 609 1106 1024"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>室</th> <th>課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">////////////////////</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">[略]</td> <td rowspan="3">教育支援室</td> <td>学校支援課</td> </tr> <tr> <td>児童生徒支援課</td> </tr> <tr> <td>放課後子ども課</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">学校教育室</td> <td>教職員課</td> </tr> <tr> <td>教育研修課</td> </tr> <tr> <td>教育指導課</td> </tr> </tbody> </table> <p>（グループ制による事務の処理）</p> <p>第2条 課において分掌する事務は、当該課の職員をもって構成するグループ（以下この条において「グループ」という。）を編成して処理するものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>（総合教育部の事務分掌）</p> <p>第3条 総合教育部の分掌する事務は、次のとおりとする。</p>	部	室	課			////////////////////	[略]	教育支援室	学校支援課	児童生徒支援課	放課後子ども課	学校教育室	教職員課	教育研修課	教育指導課	<p>[枚方市教育委員会事務局事務分掌規則関係]</p> <p>（部、室及び課の設置）</p> <p>第1条 枚方市教育委員会（以下「委員会」という。）の事務局（以下「事務局」という。）に、次のとおり部、室及び課を置く。</p> <table border="1" data-bbox="1133 609 2069 1024"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>室</th> <th>課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">////////////////////</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">[略]</td> <td rowspan="2">教育支援室</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> </tr> <tr> <td>学校教育室</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>（グループ制による事務の処理）</p> <p>第2条 <u>室又は課</u>において分掌する事務は、当該<u>室又は課</u>の職員をもって構成するグループ（以下この条において「グループ」という。）を編成して処理するものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>（総合教育部の事務分掌）</p> <p>第3条 総合教育部の分掌する事務は、次のとおりとする。</p>	部	室	課			////////////////////	[略]	教育支援室			学校教育室	
部	室	課																										
		////////////////////																										
[略]	教育支援室	学校支援課																										
		児童生徒支援課																										
		放課後子ども課																										
	学校教育室	教職員課																										
		教育研修課																										
		教育指導課																										
部	室	課																										
		////////////////////																										
[略]	教育支援室																											
	学校教育室																											

新（改正後）	旧（現 行）
<p>教育政策課                      (1)～(14) [略]                      (15) <u>市長の権限に属する事務の補助執行に係る総合教育会議</u>に関するこ                      と。                      (16)～(23) [略]                      (24) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）                      第29条に規定する教育委員会の意見聴取に関すること。                        (25)・(26) [略]                      (27) 成人教育に関すること。                        (28) [略]                      (29) 社会教育における人権教育に関すること。                        (30)・(31) [略]                      (32) 学校、幼稚園、図書館及び教育文化センターに係る施設に関するこ                      と。</p> <p>おいしい給食課                      [略]                      （学校教育部の事務分掌）                      第4条 学校教育部の分掌する事務は、次のとおりとする。</p>	<p>教育政策課                      (1)～(14) [略]                      (15) <u>総合教育会議</u>に関すること。                        (16)～(23) [略]                      (24) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）                      第29条に規定する教育委員会の意見聴取に関すること <u>（市長の権限に                      属する事務の補助執行に関する規則（昭和59年枚方市規則第35号）第                      2条の規定により補助執行する事務に係るものを除く。）</u>。                        (25)・(26) [略]                      (27) 成人教育に関すること。 <u>ただし、市長の事務部局の職員に補助執行                      させるものを除く。</u>                        (28) [略]                      (29) 社会教育における人権教育に関すること。 <u>ただし、市長の事務部局                      の職員に補助執行させるものを除く。</u>                        (30)・(31) [略]                      (32) 学校、幼稚園、図書館及び教育文化センターに係る施設に関するこ                      と。 <u>ただし、他の課の所管するもの及び市長の事務部局の職員に補助                      執行させるものを除く。</u></p> <p>おいしい給食課                      [略]                      （学校教育部の事務分掌）                      第4条 学校教育部の分掌する事務は、次のとおりとする。</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p><u>教育支援室学校支援課</u>                      (1)～(6) [略]</p> <p>(7) [略]</p> <p>(8) [略]</p> <p><u>教育支援室児童生徒支援課</u>                      (1) <u>教育相談に関すること。</u>                      (2) <u>学校教育における人権教育に関すること。</u>                      (3) <u>支援教育に関すること。</u>                      (4) <u>生徒指導に関すること。</u>                      (5) <u>スクールソーシャルワーカーに関すること。</u>                      (6) <u>学校いじめ対策審議会に関すること。</u></p>	<p><u>教育支援室</u>                      (1)～(6) [略]</p> <p>(7) <u>教育相談に関すること。</u>                      (8) <u>学校教育における人権教育に関すること。</u>                      (9) <u>支援教育に関すること。</u>                      (10) <u>生徒指導に関すること。ただし、市長の事務部局の職員に補助執行させるものを除く。</u>                      (11) <u>学校いじめ対策審議会に関すること。</u>                      (12) [略]                      (13) <u>防災・防犯等の安全教育に関すること。</u>                      (14) <u>安全指導に関すること。</u>                      (15) [略]                      (16) <u>学校安全に係る家庭、地域、学校等との連携に関すること。</u>                      (17) <u>留守家庭児童会室に関すること。</u>                      (18) <u>放課後等における児童の育成支援に関すること。</u>                      (19) <u>児童の放課後審議会に関すること。</u></p>



新（改正後）	旧（現 行）
<p><u>(7) 防災、防犯等の安全教育に関すること。</u></p> <p><u>(8) 安全指導に関すること。</u></p> <p><u>(9) 学校安全に係る家庭、地域、学校等との連携に関すること。</u></p> <p>教育支援室放課後子ども課</p> <p><u>(1) 留守家庭児童会室に関すること。</u></p> <p><u>(2) 放課後等における児童の育成支援に関すること。</u></p> <p><u>(3) 児童の放課後審議会に関すること。</u></p> <p>学校教育室教職員課</p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p>学校教育室教育研修課</p> <p><u>(1) 教職員の研修に関すること。ただし、他の課の所管するものを除く。</u></p> <p><u>(2) 学校における情報化の推進に関すること。</u></p> <p><u>(3) 教育に関する専門的及び技術的な調査研究に関すること。</u></p> <p><u>(4) 教育関係資料の収集、整備及び保管に関すること。</u></p>	<p>学校教育室</p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p><u>(10) 教職員の研修に関すること。</u></p> <p><u>(11) 教育に関する専門的及び技術的な調査研究に関すること。</u></p> <p><u>(12) 教育関係資料の収集、整備及び保管に関すること。</u></p> <p><u>(13) 理科教育振興法（昭和28年法律第186号）による補助金の申請等に関すること。</u></p> <p><u>(14) 教科書、教材等に関すること。ただし、他の課の所管するものを除く。</u></p> <p><u>(15) 学校及び幼稚園の教育課程に関すること。</u></p> <p><u>(16) 学校における情報化の推進に関すること。</u></p>

新（改正後）	旧（現 行）												
<p>(5) <u>理科教育振興法（昭和28年法律第186号）による教材に関すること。</u>  <u>学校教育室教育指導課</u></p> <p>(1) <u>学校の教育課程に関すること。</u>  (2) <u>市立幼稚園に関すること。</u>  (3) <u>教科書、教材等に関すること。ただし、他の課の所管するものを除く。</u>  (4) <u>教職員の研修（学校園内研修、中央研修及び民間派遣研修に限る。）に関すること。</u>  （総務担当課）</p> <p>第5条 次の表の左欄に掲げる課は、同表の右欄に掲げる部の総務に関する事務を担当するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="185 820 1106 970"> <thead> <tr> <th>課</th> <th>部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育政策課</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>教育支援室学校支援課</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 [略]  （共通事務）</p> <p>第6条 課が共通して分掌する事務は、別に定めのあるものを除くほか、次のとおりとする。  (1)～(5) [略]  (6) 課における庶務に関すること。</p> <p>[教育機関の統括事務に従事させる職員の事務分掌に関する規則関係]</p>	課	部	教育政策課	[略]	教育支援室学校支援課	[略]	<p>（総務担当課）</p> <p>第5条 次の表の左欄に掲げる<u>室又は課</u>は、同表の右欄に掲げる部の総務に関する事務を担当するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1144 820 2065 970"> <thead> <tr> <th><u>室又は課</u></th> <th>部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育政策課</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>教育支援室</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 [略]  （共通事務）</p> <p>第6条 <u>室又は課</u>が共通して分掌する事務は、別に定めのあるものを除くほか、次のとおりとする。  (1)～(5) [略]  (6) <u>室又は課</u>における庶務に関すること。</p> <p>[教育機関の統括事務に従事させる職員の事務分掌に関する規則関係]</p>	<u>室又は課</u>	部	教育政策課	[略]	教育支援室	[略]
課	部												
教育政策課	[略]												
教育支援室学校支援課	[略]												
<u>室又は課</u>	部												
教育政策課	[略]												
教育支援室	[略]												

新（改正後）	旧（現 行）																								
<p>（事務従事）</p> <p>第2条 教育委員会の事務局から教育機関の統括事務に従事させる職員は、<u>副教育長、教育次長</u>、総合教育部長、学校教育部長、総合教育部次長、学校教育部次長及びおいしい給食課長の職にある者とする。</p> <p>（職責）</p> <p>第3条 <u>副教育長、教育次長</u>及び部長は教育長の命を受け、次長は所属部長の命を受け、課長は所属上司の命を受け、所管する教育機関を統括するものとする。</p> <p>（事務分掌）</p> <p>第4条 <u>副教育長及び教育次長</u>の事務分掌は、教育機関の事務執行の調整に関する事務とする。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>[枚方市教育委員会事務局の職制に関する規則関係]</p> <p>（職の設置）</p> <p>第3条 事務局に置き、又は置くことができる職は、次の表に定めるとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="176 1157 1108 1356"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>置く職</th> <th>置くことができる職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事務局</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>部</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>室</td> <td>室長</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	置く職	置くことができる職	事務局	[略]	[略]	部	[略]	[略]	室	室長		<p>（事務従事）</p> <p>第2条 教育委員会の事務局から教育機関の統括事務に従事させる職員は、<u>教育次長</u>、総合教育部長、学校教育部長、総合教育部次長、学校教育部次長及びおいしい給食課長の職にある者とする。</p> <p>（職責）</p> <p>第3条 <u>教育次長</u>及び部長は教育長の命を受け、次長は所属部長の命を受け、課長は所属上司の命を受け、所管する教育機関を統括するものとする。</p> <p>（事務分掌）</p> <p>第4条 <u>教育次長</u>の事務分掌は、教育機関の事務執行の調整に関する事務とする。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>[枚方市教育委員会事務局の職制に関する規則関係]</p> <p>（職の設置）</p> <p>第3条 事務局に置き、又は置くことができる職は、次の表に定めるとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1135 1157 2067 1356"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>置く職</th> <th>置くことができる職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事務局</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>部</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>室</td> <td>室長、課長代理</td> <td>課長、主幹、副主幹、係長、主任</td> </tr> </tbody> </table>	区分	置く職	置くことができる職	事務局	[略]	[略]	部	[略]	[略]	室	室長、課長代理	課長、主幹、副主幹、係長、主任
区分	置く職	置くことができる職																							
事務局	[略]	[略]																							
部	[略]	[略]																							
室	室長																								
区分	置く職	置くことができる職																							
事務局	[略]	[略]																							
部	[略]	[略]																							
室	室長、課長代理	課長、主幹、副主幹、係長、主任																							

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）		旧（現 行）	
課	[略]	課	[略]
2・3	[略]	2・3	[略]
[教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則関係]		[教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則関係]	
(補助執行させる事務)		(補助執行させる事務)	
第2条 教育委員会は、次の表の左欄に掲げる事務を同表の右欄に掲げる市長の補助機関たる職員に補助執行させるものとする。		第2条 教育委員会は、次の表の左欄に掲げる事務を同表の右欄に掲げる市長の補助機関たる職員に補助執行させるものとする。	
補助執行させる事務	補助執行させる職員	補助執行させる事務	補助執行させる職員
社会教育事業の実施に関する事務	[略]	社会教育事業の実施に関する事務	[略]
教育委員会の管理に属する教育機関に係る施設に関する事務	都市整備部又は市駅周辺まち活性化部に属する職員	教育委員会の管理に属する教育機関に係る施設に関する事務	都市整備部又は市駅周辺等まち活性化部に属する職員
市立幼稚園に関する事務（枚方市立学校長に対する事務委任規程（昭和30年枚方市教育委員会規程第4号）第2条各号に規定する事務を除く。）	[略]	市立幼稚園に関する事務（枚方市立学校長に対する事務委任規程（昭和30年枚方市教育委員会規程第4号）第2条各号に規定する事務を除く。）	[略]
学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第65条の3（同令第79条において準用する場合を含む。）に基づくスクールソーシャルワーカーに関する事務	副市長、子育て支援監及び子ども未来部又は総務部に属する職員	学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第65条の3（同令第79条において準用する場合を含む。）に基づくスクールソーシャルワーカーに関する事務	副市長、子育て支援監、子育て支援センター又は総務部に属する職員
(補助執行させる事務を処理する場合における副市長の特例)		(補助執行させる事務を処理する場合における副市長の特例)	

新（改正後）	旧（現 行）
<p>第3条 [略]</p> <p>2 副市長は、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号。以下「委任規則」という。）第5条の例により、特別職の非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する職にある者に限る。）並びに一般職に属する者のうち常時勤務を要しない職を占める者（再任用短時間勤務職員を除く。）及び臨時的に任用された職員の任免等の人事（懲戒を除く。）に関する<u>ことについて専決することができる。この場合において、副市長は、当該専決することができる事項の一部を子育て支援監又は総務部若しくは子ども未来部に属する職員に専決又は代決をさせることができる。</u></p> <p>3・4 [略]</p> <p>[新しい学校推進室設置規則関係]</p> <p><u>(職の設置)</u></p> <p><u>第3条 新しい学校推進室に室長及び課長代理を置く。</u></p> <p><u>2 前項に定めるもののほか、新しい学校推進室に課長、主幹、副主幹、係長及び主任を置くことがある。</u></p> <p><u>3 前2項に規定する者の職務、責任等は、枚方市教育委員会事務局の職制に関する規則（平成15年枚方市教育委員会規則第4号）に定めるところによる。</u></p> <p>(グループ制による事務の処理)</p>	<p>第3条 [略]</p> <p>2 副市長は、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号。以下「委任規則」という。）第5条の例により、特別職の非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する職にある者に限る。）並びに一般職に属する者のうち常時勤務を要しない職を占める者（再任用短時間勤務職員を除く。）及び臨時的に任用された職員の任免等の人事（懲戒を除く。）に関する<u>ことについて専決することができる。この場合において、副市長は、当該専決することができる事項の一部を子育て支援監若しくは子育て支援監のもとに置く職員又は子どもの育ち見守りセンター、総務部若しくは子ども未来部の職員に専決又は代決をさせることができる。</u></p> <p>3・4 [略]</p> <p>[新しい学校推進室設置規則関係]</p> <p>(グループ制による事務の処理)</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>第4条 [略]</p>	<p>第3条 [略]  <u>（職制）</u>                      第4条 <u>新しい学校推進室の職制については、枚方市教育委員会事務局の職制に関する規則（平成15年枚方市教育委員会規則第4号）第3条から第6条までの規定（室に適用される部分に限る。）の例による。</u></p>

## 臨時代理第29号

### 枚方市教育委員会事務局事務決裁規程等の一部改正について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第2項の規定により臨時代理する。

令和4年（2022年）3月31日

枚方市教育委員会  
教育長 奈良 渉

#### 1. 臨時代理の内容

次ページのとおり

枚方市教育委員会事務局事務決裁規程等の一部を改正する規程

(枚方市教育委員会事務局事務決裁規程の一部改正)

第1条 枚方市教育委員会事務局事務決裁規程（平成10年枚方市教育委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第5号中「教育次長」を「副教育長、教育次長」に改める。

第2条第2項の表中

「

教育次長	枚方市教育委員会事務局の職制に関する規則（平成15年枚方市教育委員会規則第4号。以下「職制規則」という。）第3条第1項の表に規定する教育次長の職にある者
教育監	教育監の設置に関する規則（令和2年枚方市教育委員会規則第10号）第1条に規定する教育監の職にある者

」

を

「

副教育長	副教育長の設置に関する規則（令和4年枚方市教育委員会規則第号）第1条に規定する副教育長の職にある者
教育次長	枚方市教育委員会事務局の職制に関する規則（平成15年枚方市教育委員会規則第4号。以下「職制規則」という。）第3条第1項の表に規定する教育次長の職にある者

」

に、

「

職制規則第3条第1項の表に規定する副主幹の職にある者

」

を

「

次のいずれかに該当する者  
(1) 職制規則第3条第1項の表に規定する副主幹の職にある者  
(2) 新しい学校推進室副主幹

」

に改める。

第3条第10号中「設定する」を「設定し、又は改廃する」に改め、同条第14号中「表彰」を「重要な表彰」に改め、同条第15号中「申請」の次に「又は重要な要望」を加え、同条第17号中「教育次長、教育監」を「副教育長、教育次長」に改め、同条第19号中「教育次長、教育監」を



「副教育長、教育次長」に、「勤務を要しない日」を「週休日」に、「振替え」を「振替」に改め、「免除」の次に「（休日における勤務命令に伴う勤務時間の割振りの臨時変更を含む。）」を加え、同条第20号中「教育次長、教育監」を「副教育長、教育次長」に、「有給休暇」を「休暇」に改め、同条第21号及び第23号中「教育次長、教育監」を「副教育長、教育次長」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（決裁事項の特例）

第3条の2 教育長は、前条に規定する事項のうち必要と認めるものについては、副教育長又は教育次長に専決させることができる。

2 教育長は、前項に規定する措置をとるときは、その旨を通達により周知するものとする。

3 前項の規定は、第1項に規定する措置を変更し、又は廃止する場合について準用する。

第4条第3項中「のほか、」の次に「室長、」を加え、同条第4項中「課」の次に「（室に置く課を除く。）」を加え、同条第5項中「において、」及び「当該」の次に「室又は」を加える。

第6条の見出し中「専決」を「専決事項」に改め、同条中第1項及び第2項を削り、第3項を第1項とし、同項の次に次の1項を加える。

2 部長は、室長専決事項のうち必要と認めるものについては、課長に専決させることができる。

第6条第4項を同条第3項とし、同条第5項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「第2項」を「第3条の2第2項」に改め、同項を同条第5項とする。

第8条第1項を削り、同条第2項中「及び前項」を削り、「決定関与させる」を「決定関与をさせる」に改め、同項第2号中「以下」の次に「別表を除き、」を加え、同項を同条第1項とし、同条第3項を同条第2項とし、同条第4項を同条第3項とする。

第9条第1項ただし書中「有給休暇」を「休暇」に改める。

第11条第1項の表教育長の項中「担当教育次長」を「副教育長」に、「所管部長」を「所管の部長」に改め、同項の次に次のように加える。

副教育長	1 教育次長 2 所管の部長
教育次長	所管の部長

第11条第1項の表部長の項中「所管室長」を「所管の室長」に、「所管課長」を「所管の課長」に改める。

第14条第1項後段を削り、同条第2項を削る。

別表第1の1の表(1)表14の項中「開発審査委員会」を「開発調整委員会」に改め、同表30の項中「広報課」を「広報プロモーション課」に改め、同表39の項中「申請」の次に「又は要望」を加え、別表第1の1の表(3)表備考中「室又は」を削り、別表第1の2の表7の項中「課長代理以上の職員を除く。以下この項において同じ。）の主担事務を変更し」を「課長及び課長代理に限る。）に部内の他の課の事務の応援を命じ」に、「処理に当たること」を「応援」に改める。

別表第2の1の表(1)表中24の項を25の項とし、14の項から23の項までを1項ずつ繰り下げ、同表13の項中「承認し、」の次に「又は」を加え、同項を同表14の項とし、同表5の項から12の項までを1項ずつ繰り下げ、同表4の項中「教育次長、教育監」を「副教育長、教育次長」に改

め、同項を同表5の項とし、同表中3の項を4の項とし、2の項を3の項とし、1の項の次に次の1項を加える。

2	育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限を承認すること。	○			
---	------------------------------------	---	--	--	--

別表第2の2の表(1)表中「教育支援室」を「教育支援室学校支援課」に改め、同表中8の項を削り、9の項を8の項とし、10の項から12の項までを削り、別表第2の2の表(2)表中「学校教育室」を「学校教育室教職員課」に改め、同表15の項から19の項までを削り、同表14の項を同表15の項とし、同表2の項から13の項までを1項ずつ繰り下げ、同表1の項の次に次の1項を加える。

2	育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限を承認すること。	○			
---	------------------------------------	---	--	--	--

別表第2の2の表(2)表を別表第2の2の表(4)表とし、別表第2の2の表(1)表の次に次の2表を加える。

(2) 教育支援室児童生徒支援課に関する事項

項	事項	部長	室長	課長	統括課長代理
1	人権教育の実施に係る指導及び助言を行うこと。				○
2	短期任用の会計年度任用職員（一般事務に従事する者を除く。次項において同じ。）の選考の実施及び採用予定者の登録を行うこと。			○	
3	短期任用の会計年度任用職員の任免を行うこと。	○			

(3) 教育支援室放課後子ども課に関する事項

項	事項	部長	室長	課長	統括課長代理
1	留守家庭児童会室への入退所を決定すること。	基準が不明確		基準が明確	
2	留守家庭児童会室の短期任用の会計年度任用職員数を決定すること。	○			
3	短期任用の会計年度任用職員（一般事務に従事する者を除く。次項において同じ。）の選考の実施及び採用予定者の登録を行うこと。			○	
4	短期任用の会計年度任用職員の任免を行うこと。	○			
5	留守家庭児童会室の管理運営に関すること。	重要		軽易	

別表第2の2の表に次のように加える。

(5) 学校教育室教育研修課に関する事項

項	事項	部長	室長	課長	統括課長代理
1	教職員の研修の年間計画に関すること。	○			

(6) 学校教育室教育指導課に関する事項

項	事項	部長	室長	課長	統括課長代理
1	宿泊を伴う校外学習を許可すること。			○	
2	各種教育研究会等への教職員の派遣を決定すること。				○
3	学校園の月中行事の指導を行うこと。				○

4	教育課程の届出及び教育関係の報告に対する指導助言を行うこと。				○
5	短期任用の会計年度任用職員（一般事務に従事する者を除く。次項において同じ。）の選考の実施及び採用予定者の登録を行うこと。			○	
6	短期任用の会計年度任用職員の任免を行うこと	○			

別表第3の4の項中「訓令」を「規程」に、「財政課長」を「企画課長 財政課長」に改め、同表7の項中「行革推進課長」を「企画課長 行革推進課長」に改め、同表13の項中「ICT戦略課長」を「DX推進課長」に改める。

（枚方市教育委員会教育機関事務決裁規程の一部改正）

第2条 枚方市教育委員会教育機関事務決裁規程（昭和57年枚方市教育委員会規程第4号）の一部を次のように改正する。

第13条の表中

「

教育長	1 教育次長 2 決裁事項に係る事務が共同調理場及び図書館に関するものについては総合教育部長、教育文化センターに関するものについては学校教育部長
-----	---

」

を

「

教育長	1 副教育長 2 教育次長 3 決裁事項に係る事務が共同調理場及び図書館に関するものについては総合教育部長、教育文化センターに関するものについては学校教育部長
副教育長	1 教育次長 2 決裁事項に係る事務が共同調理場及び図書館に関するものについては総合教育部長、教育文化センターに関するものについては学校教育部長
教育次長	決裁事項に係る事務が共同調理場及び図書館に関するものについては総合教育部長、教育文化センターに関するものについては学校教育部長

」

に改める。

（枚方市教育委員会公印規程の一部改正）

第3条 枚方市教育委員会公印規程（平成2年枚方市教育委員会規程第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1の6の項及び7の項中「学校教育室課長」を「教職員課長」に改める

（枚方市立学校園教職員安全衛生管理規程の一部改正）

第4条 枚方市立学校園教職員安全衛生管理規程（平成24年枚方市教育委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

第11条第4項中「学校教育部学校教育室」を「学校教育部学校教育室教職員課」に改める。

(枚方市教育委員会庁内委員会規程の一部改正)

第5条 枚方市教育委員会庁内委員会規程（平成26年枚方市教育委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

別表枚方市立学校園安全対策検討委員会の項中「学校教育部教育支援室」を「学校教育部教育支援室児童生徒支援課」に改め、同表児童の放課後対策検討委員会の項中「学校教育部教育支援室」を「学校教育部教育支援室放課後子ども課」に改め、同表学校表簿・文書検討委員会の項及び教育課程検討委員会の項中「学校教育部学校教育室」を「学校教育部学校教育室教育指導課」に改める。

(枚方市教育委員会文書取扱規程の一部改正)

第6条 枚方市教育委員会文書取扱規程（平成31年枚方市教育委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とし、第5項を第4項とする。

第3条第2項中「前条第2項の規定の適用がない同条第1項第1号イに掲げる室にあっては当該室長が指名する課長、同条第2項の規定が適用された同条第1項第1号イに掲げる室にあっては同条第2項の規定により分割する前の室長が指名する課長、」を削る。

別表1の表中

「

教育支援室		教学支
学校教育室		教学教

」

を

「

教育支援室	学校支援課	教学支
	児童生徒支援課	教学児
	放課後子ども課	教学放
学校教育室	教職員課	教学職
	教育研修課	教学研
	教育指導課	教学指

」

に改める。

#### 附 則

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行前に第1条の規定による改正前の枚方市教育委員会事務局事務決裁規程又は第2条の規定による改正前の枚方市教育委員会教育機関事務決裁規程に基づき行われた代決、決定関与、合議その他の行為は、第1条の規定による改正後の枚方市教育委員会事務局事務決裁規程又は第2条の規定による改正後の枚方市教育委員会教育機関事務決裁規程に基づき行われた代

決、決定関与、合議その他の行為とみなす。

新（改正後）	旧（現 行）								
<p>[枚方市教育委員会事務局事務決裁規程関係]</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 決定関与 決裁を受けるべき事項に係る事務を所管し、又は担当する副教育長、教育次長、部長、次長、室長、課長及び統括課長代理（参事又は主幹が担当する事務にあつては、決裁を受けるべき事項に係る事務を所管し、又は担当する副教育長、教育次長、部長、参事、次長及び主幹をいう。）が、決裁に至るまでの手続過程において、その意思を決定することをいう。</p> <p>(6)～(8) [略]</p> <p>2 前項に定めるもののほか、この規程において、次の表の左欄に掲げる用語の意義は、それぞれ同表の右欄に定めるところによる。</p>	<p>[枚方市教育委員会事務局事務決裁規程関係]</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 決定関与 決裁を受けるべき事項に係る事務を所管し、又は担当する教育次長、部長、次長、室長、課長及び統括課長代理（参事又は主幹が担当する事務にあつては、決裁を受けるべき事項に係る事務を所管し、又は担当する教育次長、部長、参事、次長及び主幹をいう。）が、決裁に至るまでの手続過程において、その意思を決定することをいう。</p> <p>(6)～(8) [略]</p> <p>2 前項に定めるもののほか、この規程において、次の表の左欄に掲げる用語の意義は、それぞれ同表の右欄に定めるところによる。</p>								
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="174 1114 427 1257">副教育長</td> <td data-bbox="427 1114 1111 1257">副教育長の設置に関する規則（令和4年枚方市教育委員会規則第 号）第1条に規定する副教育長の職にある者</td> </tr> <tr> <td data-bbox="174 1257 427 1394">教育次長</td> <td data-bbox="427 1257 1111 1394">枚方市教育委員会事務局の職制に関する規則（平成15年枚方市教育委員会規則第4号。以下「職制規則」という。）第3条第1項の表に規定する教育次長の職に</td> </tr> </table>	副教育長	副教育長の設置に関する規則（令和4年枚方市教育委員会規則第 号）第1条に規定する副教育長の職にある者	教育次長	枚方市教育委員会事務局の職制に関する規則（平成15年枚方市教育委員会規則第4号。以下「職制規則」という。）第3条第1項の表に規定する教育次長の職に	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1144 1114 1397 1305">教育次長</td> <td data-bbox="1397 1114 2089 1305">枚方市教育委員会事務局の職制に関する規則（平成15年枚方市教育委員会規則第4号。以下「職制規則」という。）第3条第1項の表に規定する教育次長の職にある者</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1144 1305 1397 1394">教育監</td> <td data-bbox="1397 1305 2089 1394">教育監の設置に関する規則（令和2年枚方市教育委員会規程第10号）第1条に規定する教育監の職にある者</td> </tr> </table>	教育次長	枚方市教育委員会事務局の職制に関する規則（平成15年枚方市教育委員会規則第4号。以下「職制規則」という。）第3条第1項の表に規定する教育次長の職にある者	教育監	教育監の設置に関する規則（令和2年枚方市教育委員会規程第10号）第1条に規定する教育監の職にある者
副教育長	副教育長の設置に関する規則（令和4年枚方市教育委員会規則第 号）第1条に規定する副教育長の職にある者								
教育次長	枚方市教育委員会事務局の職制に関する規則（平成15年枚方市教育委員会規則第4号。以下「職制規則」という。）第3条第1項の表に規定する教育次長の職に								
教育次長	枚方市教育委員会事務局の職制に関する規則（平成15年枚方市教育委員会規則第4号。以下「職制規則」という。）第3条第1項の表に規定する教育次長の職にある者								
教育監	教育監の設置に関する規則（令和2年枚方市教育委員会規程第10号）第1条に規定する教育監の職にある者								

新（改正後）		旧（現 行）	
	ある者		
副主幹	次のいずれかに該当する者 (1) 職制規則第3条第1項の表に規定する副主幹の職にある者 (2) 新しい学校推進室副主幹	副主幹	職制規則第3条第1項の表に規定する副主幹の職にある者
係長	[略]	係長	[略]
監督	[略]	監督	[略]
<p>（教育長の決裁事項）</p> <p>第3条 教育長の決裁を要する事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p>(10) 行政手続制度に係る審査基準、標準処理期間及び処分基準を設定し、又は改廃すること。</p> <p>(11)～(13) [略]</p> <p>(14) 重要な表彰の被表彰者を推薦すること。</p> <p>(15) 国・府に対する重要な申請又は重要な要望を行うこと。</p> <p>(16) [略]</p> <p>(17) 副教育長、教育次長及び部長に出張を命じ、その報告を受けること。</p> <p>(18) [略]</p> <p>(19) 副教育長、教育次長及び部長の週休日の振替、半日勤務時間の割振り変更及び休日の勤務に替えて他の勤務日の勤務の免除（休日における勤務命令に伴う勤務時間の割振りの臨時変更を含む。）を行うこと。</p>		<p>（教育長の決裁事項）</p> <p>第3条 教育長の決裁を要する事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p>(10) 行政手続制度に係る審査基準、標準処理期間及び処分基準を設定すること。</p> <p>(11)～(13) [略]</p> <p>(14) 表彰の被表彰者を推薦すること。</p> <p>(15) 国・府に対する重要な申請を行うこと。</p> <p>(16) [略]</p> <p>(17) 教育次長、教育監及び部長に出張を命じ、その報告を受けること。</p> <p>(18) [略]</p> <p>(19) 教育次長、教育監及び部長の勤務を要しない日の振替え、半日勤務時間の割振り変更及び休日の勤務に替えて他の勤務日の勤務の免除を行うこと。</p>	

新（改正後）	旧（現 行）
<p>(20) <u>副教育長、教育次長及び部長の休暇</u>、職務に専念する義務の免除及び欠勤を承認すること。</p> <p>(21) <u>副教育長、教育次長及び部長</u>に時間外勤務及び休日勤務を命ずること。</p> <p>(22) [略]</p> <p>(23) 枚方市職員の営利企業への従事等の制限に関する規則（平成30年枚方市規則第19号）第3条及び第4条の規定に基づく許可及び許可の取消し（<u>副教育長、教育次長及び部長に係るものに限る。</u>）を行うこと。</p> <p>(24)～(30) [略]</p> <p><u>（決裁事項の特例）</u></p> <p><u>第3条の2 教育長は、前条に規定する事項のうち必要と認めるものについては、副教育長又は教育次長に専決させることができる。</u></p> <p><u>2 教育長は、前項に規定する措置をとるときは、その旨を通達により周知するものとする。</u></p> <p><u>3 前項の規定は、第1項に規定する措置を変更し、又は廃止する場合について準用する。</u></p> <p>（部長等の専決事項）</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第1項に定めるもののほか、<u>室長、課長及び統括課長代理</u>は、それぞれ直属の上司の決裁を要しない軽易な事項について専決することができる。</p> <p>4 第1項の場合において、部長は、<u>課（室に置く課を除く。）</u>の所管事務に係る室長専決事項について専決することができる。</p>	<p>(20) <u>教育次長、教育監及び部長の有給休暇</u>、職務に専念する義務の免除及び欠勤を承認すること。</p> <p>(21) <u>教育次長、教育監及び部長</u>に時間外勤務及び休日勤務を命ずること。</p> <p>(22) [略]</p> <p>(23) 枚方市職員の営利企業への従事等の制限に関する規則（平成30年枚方市規則第19号）第3条及び第4条の規定に基づく許可及び許可の取消し（<u>教育次長、教育監及び部長に係るものに限る。</u>）を行うこと。</p> <p>(24)～(30) [略]</p> <p>（部長等の専決事項）</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第1項に定めるもののほか、<u>課長及び統括課長代理</u>は、それぞれ直属の上司の決裁を要しない軽易な事項について専決することができる。</p> <p>4 第1項の場合において、部長は、<u>課の所管事務に係る室長専決事項</u>について専決することができる。</p>



新（改正後）	旧（現 行）
<p>5 第1項の場合において、<u>室又は課に統括課長代理を複数指名し、当該室又は課の所管事務を分担させるときは、所管する部長は、あらかじめ、それぞれの職にある者が担当する事務に応じて、その者が専決できる事項を指定しておかなければならない。</u></p> <p>（専決事項の特例）</p> <p>第6条</p> <p>〔略〕</p> <p><u>2 部長は、室長専決事項のうち必要と認めるものについては、課長に専決させることができる。</u></p> <p>3 〔略〕</p> <p>4 部長は、<u>前3項</u>に規定する措置をとろうとするときは、あらかじめ、教育長の承認を受けなければならない。これを変更し、又は廃止するときも、同様とする。</p> <p>5 <u>第3条の2第2項</u>の規定は、前項の規定に基づく承認をした場合について準用する。</p> <p>（決定関与の特例）</p> <p>第8条</p>	<p>5 第1項の場合において、課に統括課長代理を複数指名し、当該課の所管事務を分担させるときは、所管する部長は、あらかじめ、それぞれの職にある者が担当する事務に応じて、その者が専決できる事項を指定しておかなければならない。</p> <p>（専決の特例）</p> <p>第6条 <u>教育長は、教育長の決裁を要する事項のうち必要と認めるものについては、教育次長に専決させることができる。</u></p> <p><u>2 教育長は、前項の措置をとるときは、その旨を通達により周知しなければならない。これを変更し、又は廃止するときも、同様とする。</u></p> <p>3 〔略〕</p> <p>4 〔略〕</p> <p>5 部長は、<u>前2項</u>に規定する措置をとろうとするときは、あらかじめ、教育長の承認を受けなければならない。これを変更し、又は廃止するときも、同様とする。</p> <p>6 <u>第2項</u>の規定は、前項の規定に基づく承認をした場合について準用する。</p> <p>（決定関与の特例）</p> <p>第8条 <u>第2条第1項第5号に定める者のほか、教育長は、教育監の所管する特命事項については、教育監に決定関与させることができる。</u></p>

新（改正後）	旧（現 行）										
<p>第2条第1項第5号に定める者のほか、次の各号に掲げる者が特に必要があると認めるときは、当該各号に定める者に<u>決定関与をさせる</u>ことができる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 課長 課長代理のうち統括課長代理の指名を受けていない者（以下<u>別表を除き、単に「課長代理」という。</u>）、副主幹、係長又は監督</p> <p><u>2・3</u> [略] (決裁順序)</p> <p>第9条 決裁に至るまでの手続過程は、決裁を受けるべき事項に係る事務を所管し、又は担当する統括課長代理若しくは主幹から順次所属上司の決定関与を経て、教育長又は専決者の決裁を受けるものとする。ただし、<u>休暇</u>の承認その他別に定めがある事項については、決定関与を経ずに決裁を受けることができる。</p> <p>2 [略]</p> <p>(代決)</p> <p>第11条 [略]</p>	<p><u>2</u> 第2条第1項第5号及び前項に定める者のほか、次の各号に掲げる者が特に必要があると認めるときは、当該各号に定める者に<u>決定関与をさせる</u>ことができる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 課長 課長代理のうち統括課長代理の指名を受けていない者（以下単に「課長代理」という。）、副主幹、係長又は監督</p> <p><u>3・4</u> [略] (決裁順序)</p> <p>第9条 決裁に至るまでの手続過程は、決裁を受けるべき事項に係る事務を所管し、又は担当する統括課長代理若しくは主幹から順次所属上司の決定関与を経て、教育長又は専決者の決裁を受けるものとする。ただし、<u>有給休暇</u>の承認その他別に定めがある事項については、決定関与を経ずに決裁を受けることができる。</p> <p>2 [略]</p> <p>(代決)</p> <p>第11条 [略]</p>										
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="163 1109 474 1160">教育長・専決者</th> <th data-bbox="474 1109 1131 1160">代決者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="163 1160 474 1305">教育長</td> <td data-bbox="474 1160 1131 1305">                     1 <u>副教育長</u>                      2 教育次長                      3 <u>所管の部長</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="163 1305 474 1401">副教育長</td> <td data-bbox="474 1305 1131 1401">                     1 教育次長                      2 <u>所管の部長</u> </td> </tr> </tbody> </table>	教育長・専決者	代決者	教育長	1 <u>副教育長</u> 2 教育次長 3 <u>所管の部長</u>	副教育長	1 教育次長 2 <u>所管の部長</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1131 1109 1442 1160">教育長・専決者</th> <th data-bbox="1442 1109 2098 1160">代決者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1131 1160 1442 1401">教育長</td> <td data-bbox="1442 1160 2098 1401">                     1 <u>担当教育次長</u>                      2 教育次長                      3 <u>所管部長</u> </td> </tr> </tbody> </table>	教育長・専決者	代決者	教育長	1 <u>担当教育次長</u> 2 教育次長 3 <u>所管部長</u>
教育長・専決者	代決者										
教育長	1 <u>副教育長</u> 2 教育次長 3 <u>所管の部長</u>										
副教育長	1 教育次長 2 <u>所管の部長</u>										
教育長・専決者	代決者										
教育長	1 <u>担当教育次長</u> 2 教育次長 3 <u>所管部長</u>										

新（改正後）						旧（現 行）					
教育次長		所管の部長									
部長		1 次長 2 所管の室長 3 所管の課長				部長		1 次長 2 所管室長 3 所管課長			
		// //						// //			
統括課長代理		[略]				統括課長代理		[略]			
2～5 [略]						2～5 [略]					
(代決の準用)						(代決の準用)					
第14条 前3条の規定は、決裁に至るまでの手続過程において、決定関与又は合議をする者が不在であるときについて準用する。						第14条 前3条の規定は、決裁に至るまでの手続過程において、決定関与又は合議をする者が不在であるときについて準用する。 <u>教育次長の決定関与についても、同様とする。</u>					
						<u>2 決裁に至るまでの手続過程において、前項に規定する者以外の者の決定関与又は合議を受ける場合で、その者が不在であり、かつ、特に至急に処理しなければならないときは、当該不在である者に代わって、その者の所属上司の決定関与又は合議を受けることができる。</u>					
別表第1（第4条関係）						別表第1（第4条関係）					
共通専決事項						共通専決事項					
1 一般事項						1 一般事項					
(1) 部長、室長、課長及び統括課長代理の担当する事項						(1) 部長、室長、課長及び統括課長代理の担当する事項					
項	事項	部長	室長	課長	統括課長	項	事項	部長	室長	課長	統括課長

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）						旧（現 行）					
					代理						代理
1	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	1	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
////////////////////////////////////						////////////////////////////////////					
14	[略]	開発調整委員 会付議事項	[略]	[略]	[略]	14	[略]	開発審査委員 会付議事項	[略]	[略]	[略]
////////////////////////////////////						////////////////////////////////////					
30	インターネットを利用した情報の発信（ホームページによるものを除く。）の内容を決定し、発信を承認すること。ただし、発信の承認にあつては、 <u>広報プロモーション課</u> において実施するものを除く。	[略]	[略]	[略]	[略]	30	インターネットを利用した情報の発信（ホームページによるものを除く。）の内容を決定し、発信を承認すること。ただし、 <u>広報課</u> において実施するものを除く。	[略]	[略]	[略]	[略]
////////////////////////////////////						////////////////////////////////////					
39	国・府に対する申請又は要望を行うこと。	[略]	[略]	[略]	[略]	39	国・府に対する申請を行うこと。	[略]	[略]	[略]	[略]
////////////////////////////////////						////////////////////////////////////					
48	[略] (2) [略]	[略]	[略]	[略]	[略]	48	[略] (2) [略]	[略]	[略]	[略]	[略]

新（改正後）						旧（現 行）					
<p>(3) 総務担当課の所管する事項 表 [略]</p> <p>備考 「総務担当課」とは、枚方市教育委員会事務局事務分掌規則（平成10年枚方市教育委員会規則第1号）第5条第1項の表の左欄に掲げる課をいう。</p> <p>2 人事事項</p>						<p>(3) 総務担当課の所管する事項 表 [略]</p> <p>備考 「総務担当課」とは、枚方市教育委員会事務局事務分掌規則（平成10年枚方市教育委員会規則第1号）第5条第1項の表の左欄に掲げる室又は課をいう。</p> <p>2 人事事項</p>					
項	事項	部長	室長	課長	統括課長代理	項	事項	部長	室長	課長	統括課長代理
1	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	1	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
//						//					
7	部内の所属職員（課長及び課長代理に限る。）に部内の他の課の事務の応援を命じ、又は所属職員に参事、主幹及び副主幹の担当事務の <u>応援</u> を命ずること。	[略]	[略]	[略]	[略]	7	部内の所属職員（課長代理以上の職員を除く。以下この項において同じ。）の <u>主担事務</u> を変更し、又は所属職員に参事、主幹及び副主幹の担当事務の <u>処理に当たること</u> を命ずること。	[略]	[略]	[略]	[略]
//						//					
10	[略]					10	[略]				
備考 [略] 別表第2（第4条関係）						備考 [略] 別表第2（第4条関係）					

新（改正後）					旧（現 行）				
個別専決事項					個別専決事項				
1 総合教育部					1 総合教育部				
(1) 教育政策課に関する事項					(1) 教育政策課に関する事項				
項	事項	部長	課長	統括課長 代理	項	事項	部長	課長	統括課長 代理
1	[略]	[略]	[略]	[略]	1	[略]	[略]	[略]	[略]
2	育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限を承認すること。	○			2	[略]	[略]	[略]	[略]
3	[略]	[略]	[略]	[略]	3	[略]	[略]	[略]	[略]
4	[略]	[略]	[略]	[略]	4	枚方市職員の営利企業への従事等の制限に関する規則第3条及び第4条の規定に基づく許可及び許可の取消し（ <u>教育次長、教育監及び部長に係るものを除く。</u> ）を行うこと。	[略]	[略]	[略]
5	枚方市職員の営利企業への従事等の制限に関する規則第3条及び第4条の規定に基づく許可及び許可の取消し（副教育長、教育次長及び部長に係るものを除く。）を行うこと。	[略]	[略]	[略]	5	[略]	[略]	[略]	[略]
6	[略]	[略]	[略]	[略]	6	[略]	[略]	[略]	[略]
7	[略]	[略]	[略]	[略]	7	[略]	[略]	[略]	[略]
8	[略]	[略]	[略]	[略]	8	[略]	[略]	[略]	[略]
9	[略]	[略]	[略]	[略]	9	[略]	[略]	[略]	[略]
10	[略]	[略]	[略]	[略]	10	[略]	[略]	[略]	[略]
11	[略]	[略]	[略]	[略]					

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）						旧（現 行）					
12	[略]	[略]	[略]	[略]		11	[略]	[略]	[略]	[略]	
13	[略]	[略]	[略]	[略]		12	[略]	[略]	[略]	[略]	
14	後援名義の使用を承認し、又はこれに伴う表彰を行うこと。	[略]	[略]	[略]		13	後援名義の使用を承認し、これに伴う表彰を行うこと	[略]	[略]	[略]	
15	[略]	[略]	[略]	[略]		14	[略]	[略]	[略]	[略]	
16	[略]	[略]	[略]	[略]		15	[略]	[略]	[略]	[略]	
17	[略]	[略]	[略]	[略]		16	[略]	[略]	[略]	[略]	
18	[略]	[略]	[略]	[略]		17	[略]	[略]	[略]	[略]	
19	[略]	[略]	[略]	[略]		18	[略]	[略]	[略]	[略]	
20	[略]	[略]	[略]	[略]		19	[略]	[略]	[略]	[略]	
21	[略]	[略]	[略]	[略]		20	[略]	[略]	[略]	[略]	
22	[略]	[略]	[略]	[略]		21	[略]	[略]	[略]	[略]	
23	[略]	[略]	[略]	[略]		22	[略]	[略]	[略]	[略]	
24	[略]	[略]	[略]	[略]		23	[略]	[略]	[略]	[略]	
25	[略]	[略]	[略]	[略]		24	[略]	[略]	[略]	[略]	
(2) [略]						(2) [略]					
2 学校教育部						2 学校教育部					
(1) 教育支援室学校支援課に関する事項						(1) 教育支援室に関する事項					
項	事項	部長	室長	課長	統括課長代理	項	事項	部長	室長	課長	統括課長代理
1	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	1	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）						旧（現 行）					
8	[略]					8	人権教育の実施に係る指導及び助言を行うこと。				○
						9	[略]				
						10	留守家庭児童会室への入退所を決定すること。	基準が不明確		基準が明確	
						11	留守家庭児童会室の短期任用の会計年度任用職員数を決定すること。	○			
						12	留守家庭児童会室の管理運営に関すること。	重要		軽易	
(2) 教育支援室児童生徒支援課に関する事項											
項	事項	部長	室長	課長	統括課長代理						
1	人権教育の実施に係る指導及び助言を行うこと				○						
2	短期任用の会計年度任用職員（一般事務に従事する者を除く。次項において同じ。）の選考の実施及び採用予定者の登録を行うこと。			○							
3	短期任用の会計年度任用	○									



新（改正後）						旧（現 行）					
職員の任免を行うこと。											
(3) 教育支援室放課後子ども課に関する事項											
項	事項	部長	室長	課長	統括課長代理	項	事項	部長	室長	課長	統括課長代理
1	留守家庭児童会室への入退所を決定すること。	基準が明確		基準が明確							
2	留守家庭児童会室の短期任用の会計年度任用職員数を決定すること。	○									
3	短期任用の会計年度任用職員（一般事務に従事する者を除く。次項において同じ。）の選考の実施及び採用予定者の登録を行うこと。			○							
4	短期任用の会計年度任用職員の任免を行うこと。	○									
5	留守家庭児童会室の管理運営に関すること。	重要		軽易							
(4) 学校教育室教職員課に関する事項						(2) 学校教育室に関する事項					
項	事項	部長	室長	課長	統括課長代理	項	事項	部長	室長	課長	統括課長代理

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）					旧（現 行）				
1	[略]	[略]	[略]	[略]	1	[略]	[略]	[略]	[略]
2	育児又は介護を行う職員 の深夜勤務及び時間外勤 務の制限を承認すること	○			2	[略]	[略]	[略]	[略]
3	[略]	[略]	[略]	[略]	3	[略]	[略]	[略]	[略]
4	[略]	[略]	[略]	[略]	4	[略]	[略]	[略]	[略]
5	[略]	[略]	[略]	[略]	5	[略]	[略]	[略]	[略]
6	[略]	[略]	[略]	[略]	6	[略]	[略]	[略]	[略]
7	[略]	[略]	[略]	[略]	7	[略]	[略]	[略]	[略]
8	[略]	[略]	[略]	[略]	8	[略]	[略]	[略]	[略]
9	[略]	[略]	[略]	[略]	9	[略]	[略]	[略]	[略]
10	[略]	[略]	[略]	[略]	10	[略]	[略]	[略]	[略]
11	[略]	[略]	[略]	[略]	11	[略]	[略]	[略]	[略]
12	[略]	[略]	[略]	[略]	12	[略]	[略]	[略]	[略]
13	[略]	[略]	[略]	[略]	13	[略]	[略]	[略]	[略]
14	[略]	[略]	[略]	[略]	14	[略]	[略]	[略]	[略]
15	[略]	[略]	[略]	[略]	15	教職員の研修の年間計画 に関すること。	○		
					16	校外学習を許可するこ と。			宿泊有り 宿泊無し
					17	各種教育研究会等への教			○

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）						旧（現 行）					
(5) 学校教育室教育研修課に関する事項											
(6) 学校教育室教育指導課に関する事項											

新（改正後）					旧（現 行）				
4	教育課程の届出及び教育関係の報告に対する指導助言を行うこと。				○				
5	短期任用の会計年度任用職員（一般事務に従事する者を除く。次項において同じ。）の選考の実施及び採用予定者の登録を行うこと。				○				
6	短期任用の会計年度任用職員の任免を行うこと。	○							
別表第3（第10条関係） 合議事項					別表第3（第10条関係） 合議事項				
項	事項	合議者			項	事項	合議者		
1	[略]	[略]			1	[略]	[略]		
2	[略]	[略]			2	[略]	[略]		
3	[略]	[略]			3	[略]	[略]		
4	総合計画に基づく新規事務事業及び主要事務事業の企画及び施行（総務部長、コンプライアンス推進課長及び教育政策課長にあっては、条例、規則、 <u>規程</u> 及び要綱の制定及び改廃を伴うものに限る。）	総合教育部長 教育政策課長 総合政策部長 企画政策室長 企画課長 財政課長 行革推進課長 総務部長 コンプライア			4	総合計画に基づく新規事務事業及び主要事務事業の企画及び施行（総務部長、コンプライアンス推進課長及び教育政策課長にあっては、 <u>条例</u> 、規則、 <u>訓令</u> 及び要綱の制定及び改廃を伴うものに限る。）	総合教育部長 教育政策課長 総合政策部長 企画政策室長 財政課長 行革推進課長 総務部長 コンプライア		

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）		旧（現行）	
		ンス推進課長	長
5	[略]	[略]	[略]
6	[略]	[略]	[略]
7	[略]	総合教育部長 教育政策課長 総合政策部長 企画政策室長 企画課長 行革推進課長 総務部長 人事課長 職員課長 コンプライアンス推進課長	総合教育部長 教育政策課長 総合政策部長 企画政策室長 行革推進課長 総務部長 人事課長 職員課長 コンプライアンス推進課長
		////////////////////////////////////	////////////////////////////////////
13	[略]	総合政策部長 <u>D X推進課長</u>	総合政策部長 <u>I C T戦略課長</u>
		////////////////////////////////////	////////////////////////////////////
16	[略]	[略]	[略]
備考 [略]		備考 [略]	
[枚方市教育委員会教育機関事務決裁規程関係]		[枚方市教育委員会教育機関事務決裁規程関係]	
(代決)		(代決)	
第13条 [略]		第13条 [略]	
決裁・専決者		決裁・専決者	
教育長	1 副教育長	教育長	1 教育次長

新（改正後）							旧（現 行）																																																														
<p>副教育長</p> <p>教育次長</p>							<p>2 教育次長</p> <p>3 決裁事項に係る事務が共同調理場及び図書館に関するものについては総合教育部長、教育文化センターに関するものについては学校教育部長</p>																																																														
							<p>1 教育次長</p> <p>2 決裁事項に係る事務が共同調理場及び図書館に関するものについては総合教育部長、教育文化センターに関するものについては学校教育部長</p>																																																														
							<p>決裁事項に係る事務が共同調理場及び図書館に関するものについては総合教育部長、教育文化センターに関するものについては学校教育部長</p>																																																														
<p>[枚方市教育委員会公印規程関係]</p> <p>別表第1（第3条、第6条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>名称</th> <th>書体</th> <th>寸法</th> <th>印材</th> <th>用途</th> <th>公印管守者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="7" style="text-align: center;">////////////////////</td> </tr> <tr> <td colspan="7" style="text-align: center;">////////////////////</td> </tr> </tbody> </table>							番号	名称	書体	寸法	印材	用途	公印管守者	1	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	////////////////////							////////////////////							<p>[枚方市教育委員会公印規程関係]</p> <p>別表第1（第3条、第6条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>名称</th> <th>書体</th> <th>寸法</th> <th>印材</th> <th>用途</th> <th>公印管守者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="7" style="text-align: center;">////////////////////</td> </tr> <tr> <td colspan="7" style="text-align: center;">////////////////////</td> </tr> </tbody> </table>							番号	名称	書体	寸法	印材	用途	公印管守者	1	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	////////////////////							////////////////////						
番号	名称	書体	寸法	印材	用途	公印管守者																																																															
1	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]																																																															
////////////////////																																																																					
////////////////////																																																																					
番号	名称	書体	寸法	印材	用途	公印管守者																																																															
1	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]																																																															
////////////////////																																																																					
////////////////////																																																																					

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）						旧（現 行）																													
6	[略]	[略]	[略]	[略]	教職員課 長	6	[略]	[略]	[略]	[略]	学校教育 室課長																								
7	[略]	[略]	[略]	[略]	教職員課 長	7	[略]	[略]	[略]	[略]	学校教育 室課長																								
////////////////////						////////////////////																													
20	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	20	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]																								
<p>[枚方市立学校園教職員安全衛生管理規程関係]</p> <p>(枚方市立学校園安全衛生協議会)</p> <p>第11条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 協議会の庶務は、<u>学校教育部学校教育室教職員課</u>が担当する。</p> <p>[枚方市教育委員会庁内委員会規程関係]</p> <p>別表（第3条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>目的</th> <th>担当事務</th> <th>委員長</th> <th>副委員長</th> <th>所管部 署</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>成年年齢 引下げに 伴う成人</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>						名称	目的	担当事務	委員長	副委員長	所管部 署	成年年齢 引下げに 伴う成人	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	<p>[枚方市立学校園教職員安全衛生管理規程関係]</p> <p>(枚方市立学校園安全衛生協議会)</p> <p>第11条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 協議会の庶務は、<u>学校教育部学校教育室</u>が担当する。</p> <p>[枚方市教育委員会庁内委員会規程関係]</p> <p>別表（第3条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>目的</th> <th>担当事務</th> <th>委員長</th> <th>副委員長</th> <th>所管部 署</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>成年年齢 引下げに 伴う成人</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>						名称	目的	担当事務	委員長	副委員長	所管部 署	成年年齢 引下げに 伴う成人	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
名称	目的	担当事務	委員長	副委員長	所管部 署																														
成年年齢 引下げに 伴う成人	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]																														
名称	目的	担当事務	委員長	副委員長	所管部 署																														
成年年齢 引下げに 伴う成人	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]																														

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）						旧（現 行）					
祭対応検討委員会						祭対応検討委員会					
枚方市立 学校園安全対策検討委員会	[略]	[略]	[略]	[略]	学校教育部教育支援室児童生徒支援課	枚方市立 学校園安全対策検討委員会	[略]	[略]	[略]	[略]	学校教育部教育支援室
児童の放課後対策検討委員会	[略]	[略]	[略]	[略]	学校教育部教育支援室放課後子ども課	児童の放課後対策検討委員会	[略]	[略]	[略]	[略]	学校教育部教育支援室
学校表簿・文書検討委員会	[略]	[略]	[略]	[略]	学校教育部学校教育室教育指導課	学校表簿・文書検討委員会	[略]	[略]	[略]	[略]	学校教育部学校教育室
教育課程検討委員	[略]	[略]	[略]	[略]	学校教育部学	教育課程検討委員	[略]	[略]	[略]	[略]	学校教育部学



新（改正後）						旧（現 行）					
会					校 教 育 室 教 育 指 導 課	会					校 教 育 室
<p>[枚方市教育委員会文書取扱規程関係]</p> <p>(定義等)</p> <p>第2条 [略]</p> <p><u>2～4</u></p> <p>(教育政策課長の職務)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 教育政策課長は、課における文書管理の状況について、必要があると認めるときは、課長（中央図書館にあっては館長。以下同じ。）に報告を求め、又は実地に調査することができる。</p> <p>3 [略]</p> <p>別表（第8条関係）</p>						<p>[枚方市教育委員会文書取扱規程関係]</p> <p>(定義等)</p> <p>第2条 [略]</p> <p><u>2 適正な文書管理（受領又は起案から廃棄に至るまで文書を管理することをいう。以下同じ。）を確保するために教育政策課長が必要と認めるときは、前項第1号イに掲げる室を分割し、それぞれを課とみなす。</u></p> <p><u>3～5</u></p> <p>(教育政策課長の職務)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 教育政策課長は、課における文書管理の状況について、必要があると認めるときは、課長（<u>前条第2項の規定の適用がない同条第1項第1号イに掲げる室にあっては当該室長が指名する課長、同条第2項の規定が適用された同条第1項第1号イに掲げる室にあっては同条第2項の規定により分割する前の室長が指名する課長、中央図書館にあっては館長。以下同じ。</u>）に報告を求め、又は実地に調査することができる。</p> <p>3 [略]</p> <p>別表（第8条関係）</p>					

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）				旧（現 行）			
1 事務局文書記号				1 事務局文書記号			
部	室	課	記号	部	室	課	記号
総合教育部	[略]	[略]	[略]	総合教育部	[略]	[略]	[略]
学校教育部	教育支援室	学校支援課	教学支	学校教育部	教育支援室		教学支
		児童生徒支援課	教学児		学校教育室	教学教	
		放課後子ども課	教学放				
	学校教育室	教職員課	教学職				
		教育研修課	教学研				
		教育指導課	教学指				
	2 [略]				2 [略]		

## 臨時代理第30号

### 枚方市教育委員会文書取扱規程の一部改正について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第2項の規定により臨時代理する。

令和4年（2022年）3月31日

枚方市教育委員会  
教育長 奈良 涉

#### 1. 臨時代理の内容

次ページのとおり

枚方市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する規程

枚方市教育委員会文書取扱規程（平成31年枚方市教育委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第10号中「公文書」の次に「その他職務上作成し、又は取得した日が属する年度の翌年度以降の日まで職務上常時処理又は利用をする必要がある公文書」を加える。

第6条第1号中「（様式第1号）」を削り、同条第2号中「（様式第2号）」を削り、同条に次の1項を加える。

2 前項の帳票の様式は、教育長が別に定める。

第10条第1号に次のただし書を加える。

ただし、当該文書が定例的又は日常的な文書で処理の方針が明らかな場合であって、直ちに当該文書を添付して起案を行うときは、課長の閲覧に供することを要しない。

第10条第4号中「（様式第3号）」を「（別記様式）」に改める。

第11条に見出しとして「（文書処理の指示）」を付し、同条第1項中「公文書」の次に「（同条第1号ただし書の規定により課長の閲覧に供しなかった文書を除く。）」を加え、同条第3項に後段として次のように加える。

前条第1号ただし書の規定により課長の閲覧に供しなかった文書を当該方針により処理し、又は直ちに起案を行うことができなくなった場合も、また、同様とする。

第20条第3項本文中「行為」の次に「（以下この項において「審査等」という。）」を加え、「押印する」を「署名又は押印をする」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、同条第2項の規定により起案された場合における審査等を行った者の承認は、同項の承認を得た課長の定めるところによるものとする。

第30条第1項中「保存期間は」の次に「、法令等に定めがあるものを除くほか」を加え、同項ただし書及び第4号を削り、同項第5号を同項第4号とし、同項第6号中「20年」を「30年」に改め、同号を同項第5号とし、同項第7号を削り、同条第2項を削る。

第31条の見出しを「（保存期間の決定及び延長）」に改め、同条に次の2項を加える。

3 課長は、保存期間を経過しようとする保存すべき公文書であって次の各号に掲げるものがある場合は、当該各号に定める期間、当該保存期間を延長するものとする。

- (1) 現に監査、検査等の対象になっているもの 当該監査、検査等が終了するまでの間
- (2) 現に係属している訴訟における手続上の行為をするために必要とされるもの 当該訴訟が終結するまでの間
- (3) 現に係属している不服申立てにおける手続上の行為をするために必要とされるもの 当該不服申立てに対する裁決又は決定の日の翌日から起算して1年間
- (4) 枚方市情報公開条例第4条第2項に規定する公開請求若しくは同条第3項に規定する公開申出又は枚方市個人情報保護条例（平成29年枚方市条例第39号）第23条第1項に規定する開示等

請求（以下この号において「公開請求等」という。）があったもの 当該公開請求等に係る枚方市情報公開条例第10条第1項（同条例第4条第3項の規定により準ずる場合を含む。）に規定する公開決定等又は枚方市個人情報保護条例第24条第1項に規定する開示決定等の日の翌日から起算して1年間

- 4 課長は、保存期間を経過しようとする保存すべき公文書について、その職務の遂行上必要があると認めるときには、その必要な限度において、一定の期間を定めてその保存期間を延長することができる。この場合において、課長は、延長する期間及び延長の理由を教育政策課長にあらかじめ届け出なければならない。

第32条第1項中「当該文書が完結した日」及び「その完結した日」を「完結日」に改め、同条第2項を次のように改める。

- 2 前項の完結日は、次の各号に掲げる保存すべき公文書の区分に応じ、当該各号に定める日をいう。

- (1) 条例、規則、規程及び通達に関する文書 当該条例等が廃止等により失効し、又は適用されることがなくなる日
- (2) 法令、条例等と一体となって権利を制限し、又は義務を課する内容を定める告示又は公告に関する文書 当該告示又は公告が廃止等により失効し、又は適用されることがなくなる日
- (3) 審査基準、標準処理期間又は処分基準に関する文書 当該審査基準、標準処理期間又は処分基準が廃止等により失効し、又は適用されることがなくなる日
- (4) 許認可等に関する文書又は契約、協定等に関する文書 当該許認可等又は契約、協定等の期間が満了する日（期間の定めがない場合にあつては、当該許認可等又は契約、協定等の対象物件等が消滅した日、履行が完了した日その他これらに相当すると認める日）
- (5) 法令等の解釈運用に関し国その他行政機関が発出した文書 当該法令等が廃止等により失効し、又は適用されることがなくなる日
- (6) 常用文書（前各号に掲げるものを除く。） 職務上処理又は利用をする必要がなくなった日
- (7) 前各号に該当しない文書 当該文書に係る事案の施行された日

第32条に次の1項を加える。

- 3 課長は、保存すべき公文書につき、第1項の完結日が到来していないか定期的に点検し、保存期間の満了する日を適切に把握しなければならない。

第39条第1項中「公文書」の次に「（市史の編さんの参考資料と認められる公文書として市長の事務部局に引継ぎがされた公文書を除く。）」を加える。

様式第1号及び様式第2号を削り、様式第3号を別記様式とする。

#### 附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

新（改正後）	旧（現 行）
<p>（定義等）</p> <p>第2条 この規程において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p>(10) 常用文書 事案の処理を継続的に行うために、内容を書き加え、又は削除することが必要な公文書<u>その他職務上作成し、又は取得した日が属する年度の翌年度以降の日まで職務上常時処理又は利用をする必要がある公文書</u>をいう。</p> <p>2～5 [略]</p> <p>（備付帳票等）</p> <p>第6条 教育政策課に次に掲げる帳票を置く。</p> <p>(1) 議案番号簿</p> <p>(2) 公示令達簿</p> <p>2 <u>前項の帳票の様式は、教育長が別に定める。</u></p> <p>（文書等の取扱い）</p> <p>第10条 課において受領した文書は、次に定めるところにより処理しなければならない。</p> <p>(1) 親展文書を除き全て開封し、課長の閲覧に供すること。<u>ただし、当該文書が定例的又は日常的な文書で処理の方針が明らかな場合であつて、直ちに当該文書を添付して起案を行うときは、課長の閲覧に供す</u></p>	<p>（定義等）</p> <p>第2条 この規程において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p>(10) 常用文書 事案の処理を継続的に行うために、内容を書き加え、又は削除することが必要な公文書をいう。</p> <p>2～5 [略]</p> <p>（備付帳票等）</p> <p>第6条 教育政策課に次に掲げる帳票を置く。</p> <p>(1) 議案番号簿<u>（様式第1号）</u></p> <p>(2) 公示令達簿<u>（様式第2号）</u></p> <p>（文書等の取扱い）</p> <p>第10条 課において受領した文書は、次に定めるところにより処理しなければならない。</p> <p>(1) 親展文書を除き全て開封し、課長の閲覧に供すること。</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p><u>ることを要しない。</u></p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>(4) 次に掲げる文書を除き、<u>收受印（別記様式）</u>を押し、文書管理システムに所要の事項を登録すること。ただし、電子文書については、<u>收受印を押し</u>ことを要しない。</p> <p>イ・ロ [略]</p> <p><u>（文書処理の指示）</u></p> <p>第11条 課長は、前条第4号の規定により收受した公文書（<u>同条第1号ただし書の規定により課長の閲覧に供しなかつた文書を除く。</u>）につき、統括課長代理に対し、速やかに、処理の方針を示さなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前項の規定による指示を受けた担当者は、同項の方針に従って、又は同項の期限までにこれを処理することができない場合は、統括課長代理に指示を求めなければならない。<u>前条第1号ただし書の規定により課長の閲覧に供しなかつた文書を当該方針により処理し、又は直ちに起案を行うことができなくなった場合も、また、同様とする。</u></p> <p>（回議）</p> <p>第20条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 統括課長代理が第1項の審査を行ったとき並びに決裁、決定関与及び合議についての権限を有する者が決裁、決定関与及び合議を行ったときは、それらの行為（以下この項において「<u>審査等</u>」という。）を行った</p>	<p>(2)・(3) [略]</p> <p>(4) 次に掲げる文書を除き、<u>收受印（様式第3号）</u>を押し、文書管理システムに所要の事項を登録すること。ただし、電子文書については、<u>收受印を押し</u>ことを要しない。</p> <p>イ・ロ [略]</p> <p>第11条 課長は、前条第4号の規定により收受した公文書につき、統括課長代理に対し、速やかに、処理の方針を示さなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前項の規定による指示を受けた担当者は、同項の方針に従って、又は同項の期限までにこれを処理することができない場合は、統括課長代理に指示を求めなければならない。</p> <p>（回議）</p> <p>第20条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 統括課長代理が第1項の審査を行ったとき並びに決裁、決定関与及び合議についての権限を有する者が決裁、決定関与及び合議を行ったときは、それらの行為を行った者は、文書管理システムにおいて承認すると</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>者は、文書管理システムにおいて承認するとともに、第14条第3項の規定による方法により回付する関係資料があるときは、同項の送付票の所定欄に署名又は押印をするものとする。<u>ただし、同条第2項の規定により起案された場合における審査等を行った者の承認は、同項の承認を得た課長の定めるところによるものとする。</u></p> <p>4～6 [略]</p> <p>（保存期間の種別）</p> <p>第30条 保存すべき公文書の保存期間は、<u>法令等に定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) 1年保存                  (2) 3年保存                  (3) 5年保存</p> <p><u>(4) 10年保存</u>  <u>(5) 30年保存</u></p> <p><u>（保存期間の決定及び延長）</u></p>	<p>ともに、第14条第3項の規定による方法により回付する関係資料があるときは、同項の送付票の所定欄に<u>押印するものとする。ただし、同条第2項の規定により起案された場合にあっては所定の押印欄に押印するものとし、やむを得ない事情がある場合にあっては押印に代えて自署によることができるものとする。</u></p> <p>4～6 [略]</p> <p>（保存期間の種別）</p> <p>第30条 保存すべき公文書の保存期間は、次のとおりとする。<u>ただし、課長は、この保存期間により難しいものがあると認めるときは、保存期間の特例を設定することができる。</u></p> <p>(1) 1年保存                  (2) 3年保存                  (3) 5年保存  <u>(4) 7年保存</u>  <u>(5) 10年保存</u>  <u>(6) 20年保存</u>  <u>(7) 永年保存</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、法令に保存期間の定めがある文書及び争訟が生じているため保存期間の経過後においても引き続き保存する必要がある文書についての保存期間は、それぞれ法令に定める期間又は争訟が継続している期間によるものとする。</u></p> <p><u>（保存期間の決定）</u></p>



新（改正後）	旧（現 行）
<p>第31条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>課長は、保存期間を経過しようとする保存すべき公文書であって次の各号に掲げるものがある場合は、当該各号に定める期間、当該保存期間を延長するものとする。</u></p> <p>(1) <u>現に監査、検査等の対象になっているもの 当該監査、検査等が終了するまでの間</u></p> <p>(2) <u>現に係属している訴訟における手続上の行為をするために必要とされるもの 当該訴訟が終結するまでの間</u></p> <p>(3) <u>現に係属している不服申立てにおける手続上の行為をするために必要とされるもの 当該不服申立てに対する裁決又は決定の日の翌日から起算して1年間</u></p> <p>(4) <u>枚方市情報公開条例第4条第2項に規定する公開請求若しくは同条例第3項に規定する公開申出又は枚方市個人情報保護条例（平成29年枚方市条例第39号）第23条第1項に規定する開示等請求（以下この号において「公開請求等」という。）があつたもの 当該公開請求等に係る枚方市情報公開条例第10条第1項（同条例第4条第3項の規定により準ずる場合を含む。）に規定する公開決定等又は枚方市個人情報保護条例第24条第1項に規定する開示決定等の日の翌日から起算して1年間</u></p> <p>4 <u>課長は、保存期間を経過しようとする保存すべき公文書について、その職務の遂行上必要があると認めるときには、その必要な限度において、一定の期間を定めてその保存期間を延長することができる。この場合において、課長は、延長する期間及び延長の理由を教育政策課長にあ</u></p>	<p>第31条 [略]</p> <p>2 [略]</p>

新 (改正後)	旧 (現 行)
<p><u>らかじめ届け出なければならない。</u></p> <p>(保存期間の起算)</p> <p>第32条 保存すべき公文書の保存期間は、<u>完結日</u>の属する年度の翌年度の4月1日（公示令達文書にあっては、<u>完結日</u>の属する年の翌年の1月1日）から起算する。</p> <p>2 <u>前項の完結日は、次の各号に掲げる保存すべき公文書の区分に応じ、当該各号に定める日をいう。</u></p> <p>(1) <u>条例、規則、規程及び通達に関する文書 当該条例等が廃止等により失効し、又は適用されることがなくなる日</u></p> <p>(2) <u>法令、条例等と一体となって権利を制限し、又は義務を課する内容を定める告示又は公告に関する文書 当該告示又は公告が廃止等により失効し、又は適用されることがなくなる日</u></p> <p>(3) <u>審査基準、標準処理期間又は処分基準に関する文書 当該審査基準、標準処理期間又は処分基準が廃止等により失効し、又は適用されることがなくなる日</u></p> <p>(4) <u>許認可等に関する文書又は契約、協定等に関する文書 当該許認可等又は契約、協定等の期間が満了する日（期間の定めがない場合にあっては、当該許認可等又は契約、協定等の対象物件等が消滅した日、履行が完了した日その他これらに相当すると認める日）</u></p> <p>(5) <u>法令等の解釈運用に関し国その他行政機関が発出した文書 当該法令等が廃止等により失効し、又は適用されることがなくなる日</u></p> <p>(6) <u>常用文書（前各号に掲げるものを除く。） 職務上処理又は利用をする必要がなくなった日</u></p>	<p>(保存期間の起算)</p> <p>第32条 保存すべき公文書の保存期間は、<u>当該文書が完結した日</u>の属する年度の翌年度の4月1日（公示令達文書にあっては、<u>その完結した日</u>の属する年の翌年の1月1日）から起算する。</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、常用文書の保存期間は、その常用期間が終了する日の属する年度の翌年度の4月1日から起算する。</u></p>

新 (改正後)	旧 (現 行)																				
<p>(7) <u>前各号に該当しない文書 当該文書に係る事案の施行された日</u></p> <p>3 <u>課長は、保存すべき公文書につき、第1項の完結日が到来していないか定期的に点検し、保存期間の満了する日を適切に把握しなければならない。</u></p> <p>(文書の廃棄)</p> <p>第39条 課長は、保存期間を経過した公文書<u>(市史の編さんの参考資料と認められる公文書として市長の事務部局に引継ぎがされた公文書を除く。)</u>について、廃棄文書目録を作成し、教育政策課長の指定する方法により廃棄しなければならない。</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>(文書の廃棄)</p> <p>第39条 課長は、保存期間を経過した公文書について、廃棄文書目録を作成し、教育政策課長の指定する方法により廃棄しなければならない。</p> <p>2・3 [略]</p> <p><u>様式第1号 (第6条関係)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>議 案 番 号 簿</u></p> <table border="1" data-bbox="1137 1023 2051 1374"> <thead> <tr> <th>回数</th> <th>区分・年月日</th> <th>議案番号</th> <th>議 案 名</th> <th>議 決</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>第 号</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>第 号</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>第 号</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	回数	区分・年月日	議案番号	議 案 名	議 決			第 号					第 号					第 号		
回数	区分・年月日	議案番号	議 案 名	議 決																	
		第 号																			
		第 号																			
		第 号																			

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）	旧（現 行）																			
		第 号																		
		第 号																		
		第 号																		
		第 号																		
		第 号																		
		第 号																		
		第 号																		
		第 号																		
様式第2号（第6条関係）																				
公 示 令 達 簿																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th data-bbox="1122 1233 1256 1289">番 号</th> <th data-bbox="1256 1233 1449 1289">件 名</th> <th colspan="2" data-bbox="1449 1233 1928 1289">公 布 等 年 月 日</th> <th data-bbox="1928 1233 2080 1289">摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1122 1289 1256 1345" rowspan="3">第 号</td> <td data-bbox="1256 1289 1449 1345"></td> <td data-bbox="1449 1289 1655 1345">年 月 日</td> <td data-bbox="1655 1289 1928 1345">公布・令達・公示</td> <td data-bbox="1928 1289 2080 1345" rowspan="3"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1256 1345 1449 1401"></td> <td data-bbox="1449 1345 1655 1401">年 月 日</td> <td data-bbox="1655 1345 1928 1401">施行・適用</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1256 1401 1449 1436"></td> <td data-bbox="1449 1401 1655 1436">年 月 日</td> <td data-bbox="1655 1401 1928 1436">決裁・議決</td> </tr> </tbody> </table>					番 号	件 名	公 布 等 年 月 日		摘 要	第 号		年 月 日	公布・令達・公示			年 月 日	施行・適用		年 月 日	決裁・議決
番 号	件 名	公 布 等 年 月 日		摘 要																
第 号		年 月 日	公布・令達・公示																	
		年 月 日	施行・適用																	
		年 月 日	決裁・議決																	

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）	旧（現 行）			
	第 号		年 月 日	公布・令達・公示
			年 月 日	施行・適用
			年 月 日	決裁・議決
	第 号		年 月 日	公布・令達・公示
			年 月 日	施行・適用
			年 月 日	決裁・議決
	第 号		年 月 日	公布・令達・公示
			年 月 日	施行・適用
			年 月 日	決裁・議決
	第 号		年 月 日	公布・令達・公示
			年 月 日	施行・適用
			年 月 日	決裁・議決
	第 号		年 月 日	公布・令達・公示
			年 月 日	施行・適用
			年 月 日	決裁・議決
	第 号		年 月 日	公布・令達・公示
			年 月 日	施行・適用
			年 月 日	決裁・議決
	第 号		年 月 日	公布・令達・公示
			年 月 日	施行・適用
			年 月 日	決裁・議決

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）	旧（現 行）			
<p>別記様式（第10条関係） [略]</p>		年 月 日	公布・令達・公示	
	第 号	年 月 日	施行・適用	
		年 月 日	決裁・議決	
	<p>様式第3号（第10条関係） [略]</p>			

## 臨時代理第31号

### 枚方市教育委員会職員服務規程の一部改正について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第2項の規定により臨時代理する。

令和4年（2022年）3月31日

枚方市教育委員会  
教育長 奈良 渉

#### 1. 臨時代理の内容

次ページのとおり

枚方市教育委員会規程第 号

枚方市教育委員会職員服務規程の一部を改正する規程

枚方市教育委員会職員服務規程（平成30年枚方市教育委員会規程第5号）の一部を次のように改正する。

第7条第5号中「、職員記章及び名札」を「及び職員記章」に改める。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。



新（改正後）	旧（現 行）
<p>（職員証等）</p> <p>第7条 職員は、職員証（様式第1号）、職員記章（様式第2号）又は名札の交付を受けたときは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 退職等により必要がなくなったときは、直ちに職員証<u>及び職員記章</u>を返還すること。</p>	<p>（職員証等）</p> <p>第7条 職員は、職員証（様式第1号）、職員記章（様式第2号）又は名札の交付を受けたときは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 退職等により必要がなくなったときは、直ちに職員証、職員記章<u>及び名札</u>を返還すること。</p>

## 臨時代理第 32 号

教育委員会の権限に属する事務の一部を市長の補助機関たる職員に補助執行させることに関する協議を行うことについて

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成 3 年枚方市教育委員会規則第 2 号）第 3 条第 2 項の規定により臨時代理する。

令和 4 年（2022 年） 3 月 31 日

枚方市教育委員会  
教育長 奈良 渉

1. 臨時代理の内容  
次ページのとおり

枚方市  
市長 伏見 隆 様

枚方市教育委員会  
教育長 奈良 涉

地方自治法第180条の7の規定に基づく事務の補助執行について（協議）

標題の件について、下記のとおり協議を申し入れます。

記

1. 補助執行させる事務（変更前）

補助執行させる事務	補助執行させる職員
社会教育事業の実施に関する事務	観光にぎわい部に属する職員
教育委員会の管理に属する教育機関に係る施設に関する事務	都市整備部又は市駅周辺等まち活性化部に属する職員
市立幼稚園に関する事務（枚方市立学校長に対する事務委任規程（昭和30年枚方市教育委員会規程第4号）第2条各号に規定する事務を除く。）	副市長及び総務部又は子ども未来部に属する職員
学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第65条の3（第79条において準用する場合を含む。）に基づくスクールソーシャルワーカーに関する事務	副市長、子育て支援監、子育て支援監のもとに置く職員及び子どもの育ち見守りセンター又は総務部に属する職員

2. 補助執行させる事務（変更後）

補助執行させる事務	補助執行させる職員
社会教育事業の実施に関する事務	観光にぎわい部に属する職員
教育委員会の管理に属する教育機関に係る施設に関する事務	都市整備部又は市駅周辺まち活性化部に属する職員
市立幼稚園に関する事務（枚方市立学校長に対する事務委任規程（昭和30年枚方市教育委員会規程第4号）第2条各号に規定する事務を除く。）	副市長及び総務部又は子ども未来部に属する職員
学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第65条の3（第79条において準用する場合を含む。）に基づくスクールソーシャルワーカーに関する事務	副市長、子育て支援監及び子ども未来部又は総務部に属する職員

3. 施行時期

令和4年4月1日

以上

## 臨時代理第33号

枚方市立学校に係る独立行政法人日本スポーツ振興センター法第17条第4項の規定による徴収金に関する規則の制定について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第2項の規定により臨時代理する。

令和4年（2022年）3月31日

枚方市教育委員会  
教育長 奈良 渉

### 1. 臨時代理の内容

次ページのとおり

枚方市教育委員会規則第 号

枚方市立学校に係る独立行政法人日本スポーツ振興センター法第17条第4項の規定による徴収金に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成14年法律第162号。以下「法」という。）第17条第4項の規定により法第16条第1項の災害共済給付契約を締結した枚方市立学校の児童又は生徒の保護者（法第15条第1項第7号に規定する保護者をいう。以下同じ。）から徴収する徴収金（以下「徴収金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(徴収金の額)

第2条 徴収金の額は、法第17条第1項の政令で定める額に100分の50を乗じて得た額とする。

(徴収の特例)

第3条 当該年度の5月1日において次のいずれかに該当する保護者については、法第17条第4項ただし書の規定により、徴収金を徴収しない。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者
- (2) 前号に掲げる者に準ずる程度に困窮していると認められる者

(補則)

第4条 この規則に定めるもののほか、徴収金に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

臨時代理第34号

教職員の人事異動について（小中学校）

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第2項の規定により臨時代理する。

令和4年（2022年）3月31日

枚方市教育委員会  
教育長 奈良 渉

## 1. 臨時代理の内容

令和4年4月1日付け教職員の人事異動

### 教職員の新規採用（任期付職員）

所 属	職・氏 名
枚方市立枚方小学校	講師 万谷 朋輝
枚方市立枚方小学校	講師 菊田 優太郎
枚方市立枚方第二小学校	講師 長松 佑樹
枚方市立蹉跎小学校	講師 久保 壮斗
枚方市立香里小学校	講師 橘 香理
枚方市立香里小学校	講師 小原 明美
枚方市立香里小学校	講師 乾 瞳
枚方市立開成小学校	講師 日永田 萌
枚方市立春日小学校	講師 田島 冬夢
枚方市立春日小学校	講師 奥田 拓努
枚方市立春日小学校	講師 藤尾 純一
枚方市立春日小学校	講師 藤原 玲奈

枚方市立春日小学校	講師	内山 優月
枚方市立桜丘小学校	講師	野村 昇希
枚方市立山田小学校	講師	松尾 大樹
枚方市立明倫小学校	講師	吉田 誠
枚方市立明倫小学校	講師	坂元 直広
枚方市立明倫小学校	講師	大地 拓矢
枚方市立明倫小学校	講師	林 結衣
枚方市立殿山第二小学校	講師	宮本 武史
枚方市立殿山第二小学校	講師	能美 麻衣子
枚方市立樟葉小学校	講師	柴田 宗彦
枚方市立樟葉小学校	講師	中川 寛樹
枚方市立津田小学校	講師	佐藤 匠馬
枚方市立津田小学校	講師	松岡 凌以
枚方市立菅原小学校	講師	側 恵子
枚方市立菅原小学校	講師	大槻 夢佳
枚方市立菅原小学校	講師	丸山 幸音
枚方市立氷室小学校	講師	永安 豊
枚方市立氷室小学校	講師	雲川 育子
枚方市立山之上小学校	講師	高橋 友亮



枚方市立山之上小学校	講師	一之瀬 尚人
枚方市立牧野小学校	講師	渡邊 貴文
枚方市立牧野小学校	講師	竹内 和世
枚方市立交北小学校	講師	小池 銀一
枚方市立交北小学校	講師	森 味稀
枚方市立香陽小学校	講師	笹野 英明
枚方市立中宮小学校	講師	菱田 賢一
枚方市立中宮小学校	講師	小林 黎央
枚方市立中宮小学校	講師	原田 佳奈恵
枚方市立小倉小学校	講師	高山 祐太郎
枚方市立樟葉南小学校	講師	藤井 将
枚方市立樟葉南小学校	講師	平田 颯亮
枚方市立磯島小学校	講師	田畑 陽子
枚方市立磯島小学校	講師	玉置 純也
枚方市立蹉跎西小学校	講師	内藤 絵里奈
枚方市立蹉跎西小学校	講師	山本 宗佑
枚方市立蹉跎西小学校	講師	重成 朝香
枚方市立蹉跎西小学校	講師	森本 大士
枚方市立田口山小学校	講師	浦上 美和

枚方市立蹉跎東小学校	講師	島元 梨花
枚方市立桜丘北小学校	講師	今道 奈那恵
枚方市立津田南小学校	講師	森土 侑磨
枚方市立津田南小学校	講師	菅原 陸
枚方市立船橋小学校	講師	村澤 良祐
枚方市立船橋小学校	講師	松本 春奈
枚方市立菅原東小学校	講師	田中 里奈
枚方市立山田東小学校	講師	山崎 洸太郎
枚方市立山田東小学校	講師	田中 竣
枚方市立藤阪小学校	講師	安藤 真弓
枚方市立藤阪小学校	講師	田中 涼大
枚方市立平野小学校	講師	中村 和矢
枚方市立平野小学校	講師	河村 龍一
枚方市立平野小学校	講師	鬼頭 明希
枚方市立伊加賀小学校	講師	佐近 和香
枚方市立禁野小学校	講師	小倉 智栄
枚方市立第一中学校	講師	北山 雅規
枚方市立第四中学校	講師	野澤 聡太
枚方市立津田中学校	講師	田中 千絵

枚方市立津田中学校	講師	佐藤 翔馬
枚方市立中宮中学校	講師	板谷 涼香
枚方市立招提中学校	講師	太田 圭祐
枚方市立東香里中学校	講師	穴田 早麗
枚方市立東香里中学校	講師	雲林院 隼人
枚方市立山田中学校	講師	福田 雅文
枚方市立桜丘中学校	講師	植田 彰
枚方市立蹉跎中学校	講師	古米 真幸
枚方市立蹉跎中学校	講師	沼田 麻紀子

## 臨時代理第35号

枚方市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第2項の規定により臨時代理する。

令和4年（2022年）3月31日

枚方市教育委員会  
教育長 奈良 渉

1. 臨時代理の内容  
次ページのとおり

枚方市教育委員会規則第 号

枚方市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

枚方市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（昭和41年枚方市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「引率業務」を「引率業務等」に改め、同条中「業務」の次に「その他の条例第11条に規定する業務」を加える。

第7条中「、第18条（不妊治療休暇）及び第19条（臨時的任用職員の休暇）」を「及び第18条（臨時的任用職員の休暇）」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

新（改正後）	旧（現 行）
<p>（宿泊を伴う学校行事の引率業務等を行う職員の勤務時間の割振り）</p> <p>第3条 宿泊を伴う学校行事において児童又は生徒を引率する業務<u>その他の</u>条例第11条に規定する業務を行う職員の勤務時間の割振りについては、前条の規定にかかわらず、校長は、大阪府教育委員会が定める基準に従い、別に定めることができる。</p> <p>（週休日の振替等）</p> <p>第7条 条例第4条（週休日の振替等）、第6条（時間外勤務）、第7条（宿日直勤務）及び第10条（休日の代休日）の規定により市町村教育委員会が行うことができるとされている事項（校長に係るものを除く。）並びに条例第13条（年次休暇）、第14条（病気休暇）、第15条（特別休暇）、第16条（介護休暇）、第16条の2（介護時間）、第17条（子育て部分休暇）<u>及び第18条（臨時的任用職員の休暇）</u>の規定による職員（校長を除く。）の休暇の処理については、校長が行う。</p>	<p>（宿泊を伴う学校行事の引率業務等を行う職員の勤務時間の割振り）</p> <p>第3条 宿泊を伴う学校行事において児童又は生徒を引率する業務を行う職員の勤務時間の割振りについては、前条の規定にかかわらず、校長は、大阪府教育委員会が定める基準に従い、別に定めることができる。</p> <p>（週休日の振替等）</p> <p>第7条 条例第4条（週休日の振替等）、第6条（時間外勤務）、第7条（宿日直勤務）及び第10条（休日の代休日）の規定により市町村教育委員会が行うことができるとされている事項（校長に係るものを除く。）並びに条例第13条（年次休暇）、第14条（病気休暇）、第15条（特別休暇）、第16条（介護休暇）、第16条の2（介護時間）、第17条（子育て部分休暇）、<u>第18条（不妊治療休暇）及び第19条（臨時的任用職員の休暇）</u>の規定による職員（校長を除く。）の休暇の処理については、校長が行う。</p>



## 臨時代理第36号

### 枚方市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改正について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第2項の規定により臨時代理する。

令和4年（2022年）3月31日

枚方市教育委員会  
教育長 奈良 渉

#### 1. 臨時代理の内容

次ページのとおり



枚方市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

枚方市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（昭和33年枚方市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第29条に規定する学期（以下「学期」という。）及び同条に規定する休業日（以下「休業日」という。）」を「第29条第1項の規定により教育委員会が定める学期及び休業日」に改める。

第3条第1項中「学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第61条第1号から第3号までに掲げる日」を「休業日」に改める。

第30条の見出し中「対外運動競技」を「対外運動競技等」に改め、同条に次の1項を加える。

6 前各項の規定は、小学校及び中学校における文化芸術活動（国、地方公共団体又は文化芸術団体の主催で開催されるものに限る。）について準用する。この場合における第3項及び第4項の規定の適用については、第3項中「対外運動競技（近畿中学校総合体育大会及び全国中学校選抜体育大会）」とあるのは「文化芸術活動（近畿圏又は全国の中学生が参加して開催されるもの）」と、第4項中「体力に優れ、かつ、競技水準の高い児童等については、広く国民のうちから競技水準の高い者を選抜して行う全国大会」とあるのは「技能等の水準の高い児童等については、広く国民が参加して開催される文化芸術活動」とする。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

新（改正後）	旧（現 行）
<p>（学期及び休業日）</p> <p>第2条 学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）<u>第29条第1項の規定により教育委員会が定める学期及び休業日は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>（休業日又は学期の変更等）</p> <p>第3条 校長は、学芸会、運動会等の学校行事を<u>休業日</u>に行うために当該日と授業日を振り替えようとするときは、あらかじめ、教育委員会に届け出るものとする。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>（対外運動競技等への参加）</p> <p>第30条 [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>6 <u>前各項の規定は、小学校及び中学校における文化芸術活動（国、地方公共団体又は文化芸術団体の主催で開催されるものに限る。）について準用する。この場合における第3項及び第4項の規定の適用については、第3項中「対外運動競技（近畿中学校総合体育大会及び全国中学校選抜体育大会）」とあるのは「文化芸術活動（近畿圏又は全国の中学生が参加して開催されるもの）」と、第4項中「体力に優れ、かつ、競技水準</u></p>	<p>（学期及び休業日）</p> <p>第2条 学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）<u>第29条に規定する学期（以下「学期」という。）及び同条に規定する休業日（以下「休業日」という。）</u>は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>（休業日又は学期の変更等）</p> <p>第3条 校長は、学芸会、運動会等の学校行事を<u>学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第61条第1号から第3号までに掲げる日</u>に行うために当該日と授業日を振り替えようとするときは、あらかじめ、教育委員会に届け出るものとする。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>（対外運動競技等への参加）</p> <p>第30条 [略]</p> <p>2～5 [略]</p>

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）	旧（現 行）
<p><u>の高い児童等については、広く国民のうちから競技水準の高い者を選抜して行う全国大会」とあるのは「技能等の水準の高い児童等については、広く国民が参加して開催される文化芸術活動」とする。</u></p>	

## 臨時代理第 1 号

### 学校運営協議会委員の委嘱について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則(平成 3 年教育委員会規則第 2 号)第 3 条第 2 項の規定により臨時代理する。

令和 4 年 (2022 年) 4 月 1 日

枚方市教育委員会  
教育長 尾川 正洋

## 1. 臨時代理の内容

### 委員の委嘱

#### 委嘱理由

対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議し、その実施に向け、対象学校の保護者及び対象学校が所在する地域の住民等の参画の促進や連携の強化を図ることにより「地域とともにある学校づくり」を推進するため、「学校運営協議会」を教育委員会の附属機関として設置。地域住民、保護者、学校の運営に資する活動を行う者の各分野から選出した委員を対象学校の同協議会の委員として委嘱する。

#### 委嘱委員

次ページ「学校運営協議会委員名簿」のとおり

#### 委嘱期間

令和4年(2022年)4月1日から令和5年(2023年)3月31日

## 学校運営協議会委員名簿

※任期：令和4年（2022年）4月1日～令和5年（2023年）3月31日

### 枚方小学校学校運営協議会

	氏名	所属、役職等	分野	摘要
1	茨木 昭雄+B6B6:F530 (いばらき あきお)	枚方校区コミュニティ協議会会長	地域住民	3期目
2	西村 和倫 (にしむら かずのり)	枚方小学校PTA会長	保護者	1期目
3	村田 美恵子 (むらた みえこ)	主任児童委員	学校の運営に資する活動を行う者	2期目

### 枚方第二小学校学校運営協議会

	氏名	所属、役職等	分野	摘要
1	加藤 吉和 (かとう よしかず)	枚方第二校区コミュニティ協議会副会長	地域住民	4期目
2	平井 義一 (ひらい よしかず)	枚方第二校区コミュニティ協議会 事務局次長	地域住民	4期目
3	円山 清志 (まるやま せいし)	枚方第二小学校PTA会長	保護者	1期目
4	山口 洋子 (やまぐち ようこ)	民生委員 児童委員	学校の運営に資する活動を行う者	4期目
5	港 美咲 (みなと みさき)	枚方第二小PTA元副会長	学校の運営に資する活動を行う者	3期目

### 蹠跏小学校学校運営協議会

	氏名	所属、役職等	分野	摘要
1	鈴木 康寛 (すずき やすひろ)	さだ枚方子どもいきいき広場代表	地域住民	4期目
2	稲岡 真弓 (いなおか まゆみ)	蹠跏小学校PTA会長	保護者	1期目
3	山本 宗男 (やまもと むねお)	元枚方市中学校長 元枚方市鍵屋資料館館長	学校の運営に資する活動を行う者	4期目
4	大西 美紀子 (おおにし みきこ)	民生委員	学校の運営に資する活動を行う者	4期目

### 香里小学校学校運営協議会

	氏名	所属、役職等	分野	摘要
1	森 政義 (もり まさよし)	香里園協和会会長	地域住民	2期目
2	榊原 万里恵 (さかきばら まりえ)	香里小学校PTA会長	保護者	1期目
3	肥田 時子 (ひだ ときこ)	校区福祉委員会会長	学校の運営に資する活動を行う者	4期目

### 開成小学校学校運営協議会

	氏名	所属、役職等	分野	摘要
1	藤本 春吉 (ふじもと はるよし)	開成校区コミュニティ協議会 常任委員	地域住民	1期目
2	端野 秀人 (はたの ひでと)	開成小学校PTA前会長	保護者	1期目
3	中野 澄 (なかの きよし)	大阪成蹊短期大学教授	学校の運営に資する活動を行う者	1期目

五常小学校学校運営協議会

	氏名	所属、役職等	分野	摘要
1	窪田 哲也 (くぼた てつや)	五常校区コミュニティ協議会書記	地域住民	4期目
2	磯部 智子 (いそべ ともこ)	五常校区コミュニティ協議会書記	地域住民	4期目
3	林 春香 (はやし はるか)	五常小学校PTA副会長	保護者	1期目
4	宮川 満 (みやがわ みつる)	元枚方市立学校教頭	学校の運営に資する活動を行う者	4期目

春日小学校学校運営協議会

	氏名	所属、役職等	分野	摘要
1	出村 栄志 (でむら たかし)	春日校区コミュニティ会長	地域住民	4期目
2	大瀧 眞一 (おおたき しんいち)	春日校区コミュニティ副会長	地域住民	4期目
3	相見 知宏 (あいみ ともひろ)	春日小学校PTA会長	保護者	1期目
4	平沼 健治 (ひらぬま けんじ)	春日小学校PTA会長	保護者	4期目
5	橋本 久枝 (はしもと ひさえ)	校区コミュニティ協議会会計	学校の運営に資する活動を行う者	1期目

桜丘小学校学校運営協議会

	氏名	所属、役職等	分野	摘要
1	三瀬 吉彦 (みせ よしひこ)	村野地区 区長代理	地域住民	4期目
2	松本 康利 (まつもと やすとし)	桜丘小学校PTA会長	保護者	1期目
3	小川 温子 (おがわ あつこ)	関西福祉大学 教育学部 准教授	学校の運営に資する活動を行う者	2期目
4	井内 通朗 (いうち みちろう)	桜丘中学校桜美会会長	学校の運営に資する活動を行う者	4期目
5	長谷川 通子 (はせがわ みちこ)	スポーツ推進委員	学校の運営に資する活動を行う者	4期目

山田小学校学校運営協議会

	氏名	所属、役職等	分野	摘要
1	東郷 宏司 (とうごう ひろし)	山田校区コミュニティ協議会会長	地域住民	4期目
2	藤原 千恵 (ふじわら ちえ)	山田小学校PTA会長	保護者	3期目
3	竹内 尚子 (たけうち なおこ)	民生委員	学校の運営に資する活動を行う者	1期目
4	大川 尚子 (おおかわ なおこ)	京都女子大学教授	学校の運営に資する活動を行う者	4期目

明倫小学校学校運営協議会

	氏名	所属、役職等	分野	摘要
1	西 信次 (にし のぶじ)	明倫校区コミュニティ協議会会長	地域住民	4 期目
2	宮里 恵 (みやざと めぐみ)	明倫小学校前PTA会長	保護者	1 期目
3	森本 清子 (もりもと きよこ)	校区福祉委員会会長	学校の運営に資する活動を行う者	1 期目
4	山田 長正 (やまだ ながまさ)	常翔啓光学園中学校・高等学校長	学校の運営に資する活動を行う者	2 期目
5	藤田 佳久 (ふじた よしひさ)	梅花女子大学教授	学校の運営に資する活動を行う者	4 期目

殿山第一小学校運営協議会

	氏名	所属、役職等	分野	摘要
1	福川 妃路子 (ふくかわ ひろこ)	殿山第一校区コミュニティ協議会会計	地域住民	1 期目
2	青木 亜美 (あおき あみ)	殿山第一小学校PTA副会長	保護者	1 期目
3	木立 英行 (きだち ひでゆき)	元大阪教育大学教授	学校の運営に資する活動を行う者	3 期目
4	辻坂 智矢 (つじさか ともや)	元学校歯科医	学校の運営に資する活動を行う者	3 期目
5	土橋 知幸 (つちはし ともゆき)	殿山第一小学校前PTA会長	学校の運営に資する活動を行う者	3 期目

殿山第二小学校学校運営協議会

	氏名	所属、役職等	分野	摘要
1	山田 恵子 (やまだ けいこ)	殿山第二校区コミュニティ協議会 会計	地域住民	4 期目
2	奥田 秀子 (おくだ ひでこ)	殿二校区自主防災事務局	地域住民	1 期目
3	大西 裕子 (おおにし ゆうこ)	殿山第二小学校PTA書記	保護者	1 期目
4	定別當 光 (じょうべつとう ひかる)	殿山第二校区連合自治会会長	学校の運営に資する活動を行う者	4 期目

樟葉小学校学校運営協議会

	氏名	所属、役職等	分野	摘要
1	小山 隆彦 (こやま たかひこ)	樟葉校区コミュニティ協議会会長	地域住民	2 期目
2	西畑 光影 (にしはた みつかげ)	樟葉小学校PTA会長	保護者	1 期目
3	山口 紀子 (やまぐち のりこ)	民生委員 児童委員 校区長	学校の運営に資する活動を行う者	3 期目
4	平井 美樹 (ひらい みき)	民生委員 主任児童委員	学校の運営に資する活動を行う者	3 期目



## 津田小学校学校運営協議会

	氏名	所属、役職等	分野	摘要
1	生嶋 良子 (いくしま りょうこ)	民生児童委員津田校区長	地域住民	1 期目
2	衛藤 美穂 (えとう みほ)	津田小学校 P T A 会長	保護者	1 期目
3	長村 幹夫 (ながむら みきお)	津田校区コミュニティ協議会会長	学校の運営に資する活動を行う者	4 期目
4	大林 康二 (おおばやし こうじ)	校区青少年育成指導委員会会長	学校の運営に資する活動を行う者	4 期目

## 菅原小学校学校運営協議会

	氏名	所属、役職等	分野	摘要
1	駒田 清美 (こまだ きよみ)	民生委員	地域住民	3 期目
2	笹田 泰弘 (ささだ やすひろ)	青少年育成指導員	保護者	3 期目
3	中島 秀芳 (なかじま ひでよし)	保護司	学校の運営に資する活動を行う者	3 期目
4	平井 幸雄 (ひらい ゆきお)	保護司	学校の運営に資する活動を行う者	3 期目

## 氷室小学校学校運営協議会

	氏名	所属、役職等	分野	摘要
1	吉田 勝 (よしだ まさる)	氷室校区コミュニティ協議会会長	地域住民	2 期目
2	井村 善行 (いむら よしゆき)	尊延寺区長	地域住民	4 期目
3	神田 義彦 (かんだ よしひこ)	穂谷区長	地域住民	1 期目
4	中川 孝美 (なかがわ たかみ)	氷室小学校 P T A 会長	保護者	1 期目
5	松宮 洋子 (まつみや ようこ)	福祉委員	学校の運営に資する活動を行う者	4 期目

## 山之上小学校学校運営協議会

	氏名	所属、役職等	分野	摘要
1	高木 良知 (たかぎ よしとも)	山之上校区コミュニティ協議会会長	地域住民	2 期目
2	村上 拓 (むらかみ たく)	山之上小学校 P T A 会長	保護者	1 期目
3	中 作平 (なか さくへい)	枚方市消防団副団長	学校の運営に資する活動を行う者	4 期目
4	田中 香世子 (たなか かよこ)	青少年育成指導員 更正保護女性会幹事	学校の運営に資する活動を行う者	3 期目

## 牧野小学校学校運営協議会

	氏名	所属、役職等	分野	摘要
1	上田 悦次 (うえだ えつじ)	牧野校区コミュニティ協議会会長	地域住民	1 期目
2	中川 望 (なかがわ のぞみ)	牧野小学校副 P T A 会長	保護者	1 期目
3	新垣 学 (あらかき まなぶ)	牧野小学校 P T A 会長	保護者	1 期目
4	野村 忠志 (のむら ただし)	枚方市 P T A 協議会会長	学校の運営に資する活動を行う者	2 期目

## 交北小学校学校運営協議会

	氏名	所属、役職等	分野	摘要
1	太田 和司 (おおた かずじ)	前スポーツ推進委員	地域住民	1 期目
2	内海 高広 (うつみ たかひろ)	保護司	地域住民	1 期目
3	如月 スアン (きさらぎ すあん)	交北小学校PTA副会長	保護者	1 期目
4	藤田 佳久 (ふじた よしひさ)	梅花女子大学教授	学校の運営に資する活動を行う者	2 期目
5	田代 志保 (たしろ しほ)	交北小学校お話ドリーム	学校の運営に資する活動を行う者	4 期目

#### 香陽小学校学校運営協議会

	氏名	所属、役職等	分野	摘要
1	津浦 啓子 (つうら けいこ)	香陽校区コミュニティ協議会会長	地域住民	4 期目
2	南谷 明洋 (みなみたに あきひろ)	香陽小学校PTA会長	保護者	1 期目
3	貞利 富士美 (さだとし ふじみ)	香陽校区コミュニティ協議会副会長	学校の運営に資する活動を行う者	4 期目
4	吉田 久子 (よしだ ひさこ)	枚方交野地区保護司会広報部副部長	学校の運営に資する活動を行う者	4 期目

#### 招提小学校学校運営協議会

	氏名	所属、役職等	分野	摘要
1	永野 恵 (ながの めぐみ)	たけピーひろば会長	地域住民	1 期目
2	西森 治貴 (にしもり はるたか)	招提小学校PTA会長	保護者	1 期目
3	赤井 悟 (あかい さとる)	甲南女子大学 国際学部教授	学校の運営に資する活動を行う者	3 期目

#### 中宮小学校学校運営協議会

	氏名	所属、役職等	分野	摘要
1	温水 松二 (ぬくみず まつじ)	中宮校区福祉委員会会長	地域住民	1 期目
2	内山 奈津美 (うちやま なつみ)	中宮小学校PTA会長	保護者	1 期目
3	福丸 三二 (ふくまる みつじ)	中宮校区コミュニティ自主防災会 会長	学校の運営に資する活動を行う者	1 期目

#### 小倉小学校学校運営協議会

	氏名	所属、役職等	分野	摘要
1	津上 敏廣 (つがみ としひろ)	小倉校区コミュニティ協議会相談役	地域住民	4 期目
2	中城 あさ代 (なかじょう あさよ)	小倉自治会会計監査	地域住民	1 期目
3	石井 星志 (いしい せいじ)	小倉小学校元PTA会長	保護者	4 期目
4	水野 奨 (みずの しょう)	小倉小学校元PTA会長	保護者	4 期目
5	小山 幸雄 (こやま ゆきお)	自治会監査役 防犯委員	学校の運営に資する活動を行う者	1 期目

樟葉南小学校学校運営協議会

	氏名	所属、役職等	分野	摘要
1	井本 由之 (いもと よしゆき)	樟葉南校区コミュニティ協議会会長	地域住民	1 期目
2	檜尾 智津子 (ひお ちづこ)	元主任児童委員	地域住民	4 期目
3	鏡畑 芳樹 (かがみばた よしき)	樟葉南小学校PTA会長	保護者	1 期目
4	古城 香苗 (こじょう かなえ)	主任児童委員	学校の運営に資する活動を行う者	3 期目

磯島小学校学校運営協議会

	氏名	所属、役職等	分野	摘要
1	松永 義信 (まつなが よしのぶ)	磯島校区コミュニティ協議会会長	地域住民	3 期目
2	小井 亜沙子 (おい あさこ)	磯島小学校PTA副会長	保護者	1 期目
3	津田 茂樹 (つだ しげき)	社会法人 であい共生舎 理事長	学校の運営に資する活動を行う者	3 期目
4	浅田 和也 (あさだ かずや)	枚方なぎさ高等学校長	学校の運営に資する活動を行う者	3 期目

蹉跎西小学校学校運営協議会

	氏名	所属、役職等	分野	摘要
1	川口 孝美 (かわぐち たかみ)	学校開放運営委員長	地域住民	1 期目
2	中園 佐和子 (なかぞの さわこ)	学校開放委員会書記	地域住民	1 期目
3	高井 朋代 (たかい ともよ)	蹉跎西小学校PTA会長	保護者	1 期目
4	井上 栄樹 (いのうえ えいじゅ)	光善寺保育園長	学校の運営に資する活動を行う者	4 期目

樟葉西小学校学校運営協議会

	氏名	所属、役職等	分野	摘要
1	竹田 純子 (たけだ じゅんこ)	樟葉西校区コミュニティ協議会会計	地域住民	4 期目
2	田中 大輔 (たなか だいすけ)	樟葉西小学校PTA会長	保護者	2 期目
3	中山 延恵 (なかやま のぶえ)	くずはおはなしを語る会代表	学校の運営に資する活動を行う者	4 期目

田口山小学校学校運営協議会

	氏名	所属、役職等	分野	摘要
1	市川 洋子 (いちかわ ようこ)	エプロンクラブ代表	地域住民	3 期目
2	西郷 果 (さいごうみのり)	田口山小学校PTA会計	保護者	1 期目
3	吉村 洋史 (よしむら ひろし)	田口山小学校PTA会長	保護者	1 期目
4	入江 秀年 (いりえ ひでとし)	田口山校区コミュニティ交通対策協議会支部長	学校の運営に資する活動を行う者	1 期目

## 西牧野小学校学校運営協議会

	氏名	所属、役職等	分野	摘要
1	矢葺 勉 (やぶき つとむ)	西牧野校区コミュニティ協議会会長	地域住民	4 期目
2	上東 直美 (うえひがし なおみ)	西牧野小学校 P T A 副会長	保護者	1 期目
3	藤友 一成 (ふじとも いっせい)	枚方市スポーツ推進委員	学校の運営に資する活動を行う者	2 期目
4	吉川 年幸 (よしかわ としゆき)	大阪教育大学特任教授	学校の運営に資する活動を行う者	4 期目

## 川越小学校学校運営協議会

	氏名	所属、役職等	分野	摘要
1	坂口 孝司 (さかぐち たかし)	川越校区コミュニティ協議会会長	地域住民	4 期目
2	松永 安司 (まつなが やすじ)	川越校区コミュニティ協議会南支部事務局	地域住民	4 期目
3	木本 いづみ (きもと いづみ)	P T A 会員	保護者	1 期目
4	渡邊 安彦 (わたなべ やすひこ)	枚方市青少年育成指導員 校区代表	学校の運営に資する活動を行う者	1 期目
5	谷村 雅子 (たにむら まさこ)	民生委員 児童委員	学校の運営に資する活動を行う者	4 期目

## 蹠躰東小学校学校運営協議会

	氏名	所属、役職等	分野	摘要
1	桑原 武志 (くわはら たけし)	蹠躰東校区コミュニティ協議会事務局長	地域住民	4 期目
2	服部 まどか (はっとり まどか)	蹠躰東校区コミュニティ協議会元会長	地域住民	4 期目
3	沖野 観月 (おきの みづき)	蹠躰東小学校 P T A 会計	保護者	4 期目
4	渡辺 道男 (わたなべ みちお)	保護司 蹠躰東校区コミュニティ協議会幹事	学校の運営に資する活動を行う者	4 期目
5	森本 朝子 (もりもと ともこ)	民生委員 児童委員 枚方こどもいきいき広場代表	学校の運営に資する活動を行う者	4 期目

## 桜丘北小学校学校運営協議会

	氏名	所属、役職等	分野	摘要
1	岡本 美登里 (おかもと みどり)	桜丘北校区コミュニティ協議会会計	地域住民	4 期目
2	伊牟田 洋子 (いむた ようこ)	桜丘北子どもいきいきスクール主担	地域住民	4 期目
3	入江 秀光 (いりえ ひでみつ)	桜丘北小学校 P T A 会長	保護者	1 期目
4	横山 亜津子 (よこやま あつこ)	主任児童委員	学校の運営に資する活動を行う者	4 期目

## 津田南小学校学校運営協議会

	氏名	所属、役職等	分野	摘要
1	小川 晃司 (おがわ こうじ)	津田南校区体育振興会 会長	地域住民	1 期目
2	島津 麻里子 (しまづ まりこ)	津田南小学校 P T A 副会長	保護者	1 期目
3	中村 俊彦 (なかむら としひこ)	いきいきつなみプラザ会長	学校の運営に資する活動を行う者	3 期目
4	芝田 実 (しばた みのる)	保護司	学校の運営に資する活動を行う者	3 期目

樟葉北小学校学校運営協議会

	氏名	所属、役職等	分野	摘要
1	水本 有紀子 (みずもと ゆきこ)	樟葉北校区コミュニティ協議会会長	地域住民	1 期目
2	西口 知世 (にしぐち ともよ)	楠葉北小学校PTA会長	保護者	1 期目
3	天野 忠一 (あまの ただかず)	元気づくり地域コーディネーター	学校の運営に資する活動を行う者	2 期目

船橋小学校学校運営協議会

	氏名	所属、役職等	分野	摘要
1	辻林 洋一 (つじばやし よういち)	校区コミュニティ協議会 広報部会長	地域住民	1 期目
2	沼田 通子 (ぬまた みちこ)	民生児童委員	地域住民	3 期目
3	伊勢 正子 (いせ まさこ)	校区コミュニティ協議会地域部会長	地域住民	1 期目
4	犬伏 明子 (いぬぶし あきこ)	船橋小学校PTA副会長	保護者	1 期目
5	井崎 重文 (いざき しげふみ)	学校薬剤師	学校の運営に資する活動を行う者	1 期目

菅原東小学校学校運営協議会

	氏名	所属、役職等	分野	摘要
1	山田 和子 (やまだ かずこ)	菅原東校区コミュニティ協議会会長	地域住民	1 期目
2	小畑 拳 (おばた けん)	菅原東小学校PTA会長	保護者	1 期目
3	桑原 瑛美 (くわはら えみ)	菅原東小学校PTA副会長	保護者	1 期目
4	奥 康秀 (おく やすひで)	元自主防災委員	学校の運営に資する活動を行う者	1 期目
5	多治川 勝 (たじかわ まさる)	地域住民	学校の運営に資する活動を行う者	1 期目

山田東小学校学校運営協議会

	氏名	所属、役職等	分野	摘要
1	津田 正 (つだ ただし)	山田東校区コミュニティ協議会前会長	地域住民	4 期目
2	早川 孝 (はやかわ たかし)	山田東校区コミュニティ協議会会長	地域住民	4 期目
3	山崎 有利子 (やまざき ゆりこ)	山田東小学校PTA会長	保護者	1 期目
4	山田 晴秀 (やまだ はるひで)	山田東校区コミュニティ協議会理事 青少年育成指導員	学校の運営に資する活動を行う者	4 期目

藤阪小学校学校運営協議会

	氏名	所属、役職等	分野	摘要
1	高光 幸治 (たかみつ こうじ)	藤阪校区コミュニティ協議会幹事	地域住民	4 期目
2	寺嶋 廣次 (てらしま ひろつぐ)	藤阪区副区長 藤阪校区コミュニ ティ 協議会評議員	地域住民	4 期目
3	近藤 千恵 (こんどう ちえ)	藤阪小学校PTA副会長	保護者	4 期目
4	山口 泉 (やまぐち いずみ)	校区福祉委員会副会長	学校の運営に資する活動を行う者	4 期目
5	前田 仁 (まえだ ひとし)	藤阪校区コミュニティ協議会評議員 おやじの会会長	学校の運営に資する活動を行う者	4 期目

平野小学校学校運営協議会

	氏名	所属、役職等	分野	摘要
1	浜田 坦 (はまだ たかし)	平野校区コミュニティ協議会会長	地域住民	4 期目
2	神田 真弓 (かんだ まゆみ)	民生委員主任児童委員	地域住民	1 期目
3	常 隼人 (つね はやと)	平野小学校 P T A 会長	保護者	3 期目
4	山本 修司 (やまもと しゅうじ)	元枚方市立小学校校長	学校の運営に資する活動を行う者	4 期目
5	荒木 富美子 (あらか ふみこ)	平野校区コミュニティ協議会副会長	学校の運営に資する活動を行う者	4 期目

長尾小学校学校運営協議会

	氏名	所属、役職等	分野	摘要
1	奥田 かずえ (おくだ かずえ)	長尾校区コミュニティ協議会副会長	地域住民	1 期目
2	清水 昭一郎 (しみず しょういちろう)	長尾小学校 P T A 会長	保護者	1 期目
3	檜垣 幸生 (ひがき ゆきお)	地域住民代表	学校の運営に資する活動を行う者	1 期目

東香里小学校学校運営協議会

	氏名	所属、役職等	分野	摘要
1	前田昌信 (まえだ まさのぶ)	東香里校区コミュニティ協議会会長	地域住民	1 期目
2	前田 真悠子 (まえだ まゆこ)	東香里小学校 P T A 副会長	保護者	1 期目
3	芝 優美 (しば ゆみ)	子ども会校区長	学校の運営に資する活動を行う者	1 期目
4	堀 雅樹 (ほり まさき)	元枚方市立中学校長	学校の運営に資する活動を行う者	3 期目

伊加賀小学校学校運営協議会

	氏名	所属、役職等	分野	摘要
1	植田 眞二 (うえだ しんじ)	伊加賀校区コミュニティ協議会会長	地域住民	3 期目
2	堀 眞味 (ほり まみ)	伊加賀小学校 P T A 会長	保護者	1 期目
3	伊吹 直代 (いぶき なおよ)	校区福祉委員会 民生委員児童委員	学校の運営に資する活動を行う者	3 期目

西長尾小学校学校運営協議会

	氏名	所属、役職等	分野	摘要
1	原田 敏 (はらだ さとし)	校区福祉委員会会長	地域住民	2 期目
2	小松 関子 (こまつ えつこ)	西長尾小学校 P T A 会長	保護者	1 期目
3	児島 昌雄 (こじま まさお)	高野山大学 特任教授	学校の運営に資する活動を行う者	1 期目

禁野小学校学校運営協議会

	氏名	所属、役職等	分野	摘要
1	森田 吉彦 (もりた よしひこ)	中宮北校区コミュニティ協議会会長	地域住民	1期目
2	森 崇 (もり たかし)	高陵校区コミュニティ協議会会長	地域住民	1期目
3	馬淵 絵未 (まぶち えみ)	禁野小学校PTA副会長	保護者	1期目
4	廣本 玲子 (ひろもと れいこ)	関西外国語大学国際交流部 事務部長	学校の運営に資する活動を行う者	1期目